

# 京都府防災会議・国民保護協議会

日時：令和8年5月19日(火)10時00分～

場所：京都府危機管理センター災害対策本部会議室

## 次 第

### 1 協議事項

- (1) 京都府地域防災計画の改定について
- (2) 京都府水防計画の改定について

### 2 報告事項

- (1) 第四次京都府戦略的地震防災対策指針及び同推進プランの改定及び進捗状況について
- (2) 「公的備蓄等に係る基本的な考え方」の一部見直しについて
- (3) 被災者支援体制の強化について
- (4) 航空消防防災体制の連携強化について
- (5) 令和8年度京都府総合防災訓練について
- (6) 令和8年度京都府原子力防災訓練について
- (7) 国の基本指針の一部変更及び国民保護の取組について
- (8) 京都府防災会議会長の専決処分（市町村地域防災計画修正）について

### 3 参考資料

- (参考資料1) 防災教育の取組について
- (参考資料2) 水害等避難行動タイムラインの作成状況について
- (参考資料3) 災害時等応援協定の締結に向けた取組について
- (参考資料4) 個別避難計画の作成に係る取組について
- (参考資料5) 京都府災害派遣福祉チーム（京都DWAT）について
- (参考資料6) 令和7年12月に府内で発生した高病原性鳥インフルエンザへの対応について

# 資料一覧

## (協議事項)

- 【資料 1】 令和 8 年度京都府地域防災計画の主な改定内容(案)
  - 【資料 1-1】 防災基本計画修正（令和 7 年 7 月）の概要
  - 【資料 1-2】 南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更の概要
  - 【資料 1-3】 防災気象情報の見直しに伴う京都府の警戒体制について
  - 【資料 1-4】 南海トラフ地震臨時情報対応マニュアルの作成について
  - 【資料 1-5】 災害時における市町村相互応援に関する運用マニュアルについて
  - 【資料 2】 気象業務法及び水防法改正に伴う京都府水防計画の改定について
- 

## (報告事項)

- 【資料 3】 第四次京都府戦略的地震防災対策指針及び同推進プランの主な改定内容
  - 【資料 3-1】 第四次京都府戦略的地震防災対策指針 改定表
  - 【資料 3-2】 第四次京都府戦略的地震防災対策推進プラン 改定表
  - 【資料 3-3】 京都府戦略的地震防災対策推進プラン 進捗状況
  - 【資料 3-4】 京都府戦略的地震防災対策指針における対策の柱ごとの進捗評価
  - 【資料 3-5】 令和 7 年度京都府戦略的地震防災対策 ダッシュボード
  - 【資料 4】 公的備蓄等に係る基本的な考え方の一部見直しについて
  - 【資料 4-1】 公的備蓄等に係る基本的な考え方
  - 【資料 5】 被災者支援体制の強化について（京都市あんしん避難所プログラム）
  - 【資料 6】 航空消防防災体制の連携強化について
  - 【資料 7】 令和 8 年度京都府総合防災訓練について
  - 【資料 8】 令和 8 年度京都府原子力防災訓練について
  - 【資料 9】 国の基本指針の一部変更及び国民保護の取組について
  - 【資料 10】 京都府防災会議会長の専決処分（市町村防災計画修正）について
- 

## (参考資料)

- 【参考資料 1】 防災教育の取組について
  - 【参考資料 2】 水害等避難行動タイムラインの作成状況について
  - 【参考資料 3】 災害時等応援協定の締結に向けた取組について
  - 【参考資料 4】 個別避難計画の作成に係る取組について
  - 【参考資料 5】 京都府災害派遣福祉チーム（京都 DWAT）について
  - 【参考資料 6】 令和 7 年 12 月に府内で発生した高病原性鳥インフルエンザへの対応について
- 

## (別添資料)

- 【別添 1（資料 1 関係）】 令和 8 年度京都府地域防災計画新旧対照表(改定案)
- 【別添 2（資料 2 関係）】 京都府水防計画新旧対照表
- 【別添 3（資料 3 関係）】 第四次京都府戦略的地震防災対策指針（改定版）
- 【別添 4（資料 3 関係）】 第四次京都府戦略的地震防災対策推進プラン（改定版）

# 京都府防災会議・国民保護協議会 出席者名簿

会長：西脇隆俊 京都府知事

委員	団体名・役職	防災会議	国民保護	出欠	代理	役職
1 鈴木 基之	近畿管区警察局長	1号	1号	○ (オンライン)	オオヒガシ ヨシカズ 大東 義和	災害対策官
2 野水 学	近畿総合通信局長	1号	1号	○ (オンライン)	ニシオカ ムツミ 西岡 睦	航空海上課長
3 中田 慎一	近畿財務局 京都財務事務所長	1号	1号	○ (オンライン)		
4 永田 充生	近畿厚生局長	1号	1号	○ (オンライン)	ミンゴチ タケン 溝口 武司	京都事務所長
5 伊勢 久忠	京都労働局長	1号	1号	○ (オンライン)	フジワラ タカヨシ 藤原 貴義	課長補佐
6 志知 雄一	近畿農政局長	1号	1号	○ (オンライン)	モリ ユウジ 森 裕司	地方参事官(京都府担当)
7 上口 直紀	近畿中国森林管理局長	1号	1号	○ (オンライン)	オグラ カツヒロ 小椋 勝弘	京都大阪森林管理事務調整官
8 武田 家明	近畿経済産業局長	1号	1号	○ (オンライン)	タカハシ シンジ 高橋 慎治	総務課課長補佐
9 苦瓜 作	中部近畿産業保安監督部 近畿支部長	1号	1号	○ (オンライン)	ヤスダ リョウ 安田 良	管理課長
10 齋藤 博之	近畿地方整備局長	1号	1号	○ (オンライン)	ゼンモト タカノリ 善本 隆典	統括防災調整官
11 服部 真樹	近畿運輸局長	1号	1号	○ (オンライン)	ヤマネ コウジ 山根 浩二	安全防災・危機管理調整官
12 真面 昭一	大阪航空局 大阪空港事務所 大阪国際空港長	1号	1号	○ (オンライン)		
13 野村 武司	大阪管区气象台 京都地方气象台長	1号	1号	○ (オンライン)	サカチ タダシ 坂地 忠	次長
14 佐々木 渉	第八管区海上保安本部長	1号	1号	○ (オンライン)	ウエゾノ タカノリ 上園 貴範	警備救難部長
15 小川 剛史	大阪税関 京都税関支署長	-	1号	○ (オンライン)		
16 出口 智恵	国土地理院近畿地方測量部長	1号	-	○ (オンライン)		
17 伊藤 賢利	近畿地方環境事務所長	1号	-	○ (オンライン)	マツモト ユキオ 松本 行央	総務課長
18 丸山 幹夫	近畿中部防衛局長	1号	-	○ (オンライン)	イケウチ ヒデアキ 池内 英亮	企画部地方調整課地方協力確保室長
19 松下 和正	京都行政監視行政相談センター 所長	1号	-	○ (オンライン)		
20 山崎 聡一	陸上自衛隊第7普通科連隊長	2号	2号	○ (オンライン)	マサダ ユウゾウ 増田 裕造	副連隊長
21 西脇 匡史	海上自衛隊 舞鶴地方総監	-	2号	○ (オンライン)	インヤマ リョウガ 石山 凌雅	国民保護調整専門官
22 久保田 隆裕	航空自衛隊 中部航空方面隊司令官	-	2号	○ (オンライン)	武田 あゆみ	国民保護主任
23 前川 明範	京都府教育委員会教育長	3号	4号	○ (オンライン)	ヤマシタ トシヒコ 山下 俊彦	教育監兼学校危機管理監
24 吉越 清人	京都府警察本部長	4号	4号	○ (現地)	ノグチ トモキ 野口 智樹	警備対策官
25 古川 博規	京都府副知事	5号	3号	○ (現地)		
26 山本 哲也	京都府危機管理監(危機管理部長兼務)	5号	5号	○ (現地)		
27 武部 一郎	京都府副危機管理監	5号	5号	○ (現地)		
28 松浦 快仁	京都府総合政策環境部長	5号	-	○ (現地)		
29 嶋津 誉子	京都府文化生活部部長	5号	-	○ (現地)		
30 井原 正裕	京都府健康福祉部長	5号	-	○ (現地)		
31 川口 秀子	京都府健康福祉部統括保健師長	5号	-	○ (現地)		
32 野口 礼子	京都府商工労働観光部観光政策監兼副部長	5号	-	○ (現地)		
33 萩 安彦	京都府農林水産部長	5号	-	○ (現地)		
34 石井 宏明	京都府建設交通部長	5号	-	○ (現地)		
35 松井 孝治	京都市長	6号	6号	○ (オンライン)	ゴトウ テンペイ 後藤 天平	危機管理監
36 安田 守	向日市長(府市長会副会長)	6号	6号	○ (オンライン)	フクオカ コウイチロウ 福岡 弘一朗	危機管理監
37 城崎 雅文	宮津市長(府市長会副会長)	6号	6号	○ (オンライン)	イシクラ マサフ 石倉 学	危機管理監
38 吉本 秀樹	伊根町長(府町村会会長)	6号	6号	○ (オンライン)		
39 信貴 康孝	久御山町長(府町村会副会長)	6号	6号	欠席		
40 名畑 徹	京都市消防局長 京都府消防長会 会長	6号	6号	○ (オンライン)	サカモト マサヤ 坂本 昌也	広域消防連携・救急対策担当局長
41 田井 浩二	亀岡市消防団長 (公益財団法人京都府消防協会副会長)	6号	8号	欠席		
42 財 剛啓	西日本旅客鉄道株式会社 京滋支社長	7号	7号	欠席		
43 清水 茂	日本銀行 京都支店長	7号	7号	○ (オンライン)	ミンヤ ミツタニ 三津谷 耕三	文書課長
44 横田 さくら	NTT西日本株式会社 京都支店長	7号	7号	○ (オンライン)		
45 小瀬 康行	日本赤十字社 京都府支部事務局長	7号	7号	○ (オンライン)		
46 屋敷 陽太郎	日本放送協会 京都放送局長	7号	7号	欠席		
47 諸富 正和	西日本高速道路株式会社 関西支社長	7号	7号	欠席		
48 三戸 雅文	独立行政法人水資源機構 関西・吉野川支社長	7号	7号	○ (オンライン)	イワモト ヒロシ 岩本 浩	桂川・猪名川ダム総合管理所長
49 鷲尾 英司	日本通運株式会社 京都支店長	7号	7号	○ (オンライン)	アダチ イサオ 足達 功	業務推進調査役
50 田中 長志	関西電力送配電株式会社 京都本部長	7号	7号	○ (オンライン)		
51 石崎 重隆	大阪ガスネットワーク株式会社 京滋事業部長	7号	7号	○ (オンライン)	カワハラ マサシ 河原 正志	導管計画チームマネジャー
52 鷲地 秀公	日本郵便株式会社 京都中央郵便局長	7号	7号	○ (オンライン)	サカイ コウゾウ 酒井 幸造	総務部課長代理
53 久津間 愛味子	株式会社京都放送 総務局長	7号	-	○ (オンライン)		
54 砂田 和寛	株式会社京都放送 代表取締役社長	-	7号	欠席		
55 高階 謙一郎	一般社団法人京都府医師会 理事	7号	7号	○ (オンライン)		

京都府防災会議・国民保護協議会 出席者名簿

委員	団体名・役職	防災会議	国民保護	出欠	代理	役職
56	飯島 徹 WILLER TRAINS株式会社 代表取締役	7号	7号	○ (オンライン)	畑山 穂 ハタヤマ ユタカ	運行本部長
57	芳野 保 株式会社エフエム京都 取締役事業推進局長	7号	7号	○ (オンライン)	平木 康伸 ヒラギ ヤスノブ	ビジネスソリューション局 コーポレートシステム部長
58	塩山 等 関西鉄道協会 技術委員会委員長	7号	-	欠席		
59	吉村 昌己 京阪バス株式会社 取締役総務人事部長	-	7号	○ (オンライン)		
60	藤澤 宏 阪急電鉄株式会社 都市交通事業本部運輸部長	-	7号	○ (オンライン)	辻内 彰 ツジウチ アキラ	課長
61	森下 孝一 一般社団法人京都府トラック協会 専務理事	7号	7号	○ (オンライン)	北村 昌史 キタムラ マサフミ	総務部総務課長
62	奥野 博喜 一般社団法人京都府歯科医師会 常務理事	7号	8号	○ (オンライン)		
63	河野 武幸 一般社団法人京都府薬剤師会 専務理事	7号	8号	○ (オンライン)		
64	豊田 久美子 公益社団法人京都府看護協会 会長	7号	7号	欠席		
65	畑 廣彦 一般社団法人京都府LPガス協会 会長	7号	-	○ (オンライン)	小林 敦 コバヤシ アツシ	事業課長
66	竹内 哲也 一般社団法人京都府バス協会 専務理事	7号	-	欠席		
67	足立 操 京都府災害ボランティアセンター 代表	8号	-	○ (オンライン)		
	社会福祉法人京都府社会福祉協議会 常務理事	-	8号			
68	安井 美佐子 京都府連合婦人会 会長	8号	8号	○ (オンライン)		
69	本部 千賀 京都府商工会女性部連合会 会長	8号	8号	○ (オンライン)		
70	田村 順代 京都府民生児童委員協議会 副会長	8号	-	○ (現地)		
71	上野 由香子 一般社団法人京都府老人福祉施設協議会 副会長 (社会福祉法人 成光苑ライフステージ舞夢 施設長)	8号	-	○ (オンライン)		
72	佐伯 久子 一般社団法人京都市地域女性連合会 理事長	-	8号	欠席		
73	西村 美紀 公益財団法人京都府国際センター 常務理事	8号	8号	欠席		
74	岡田 幸美 一般社団法人 京都府聴覚障害者協会	8号	-	○ (現地)		
75	平野 町果 JA京都府女性組織協議会 理事	8号	-	○ (オンライン)		
76	杉本 一久 一般社団法人 京都府保育協会 会長	8号	-	○ (オンライン)	澤村 友一 サワムラ トモカズ	常務理事・事務局長
77	近藤 豊 宇治・久御山防犯推進委員連絡協議会 会長	-	8号	欠席		
78	武田 康晴 京都府地方障害者施策推進協議会 会長	-	8号	○ (オンライン)		

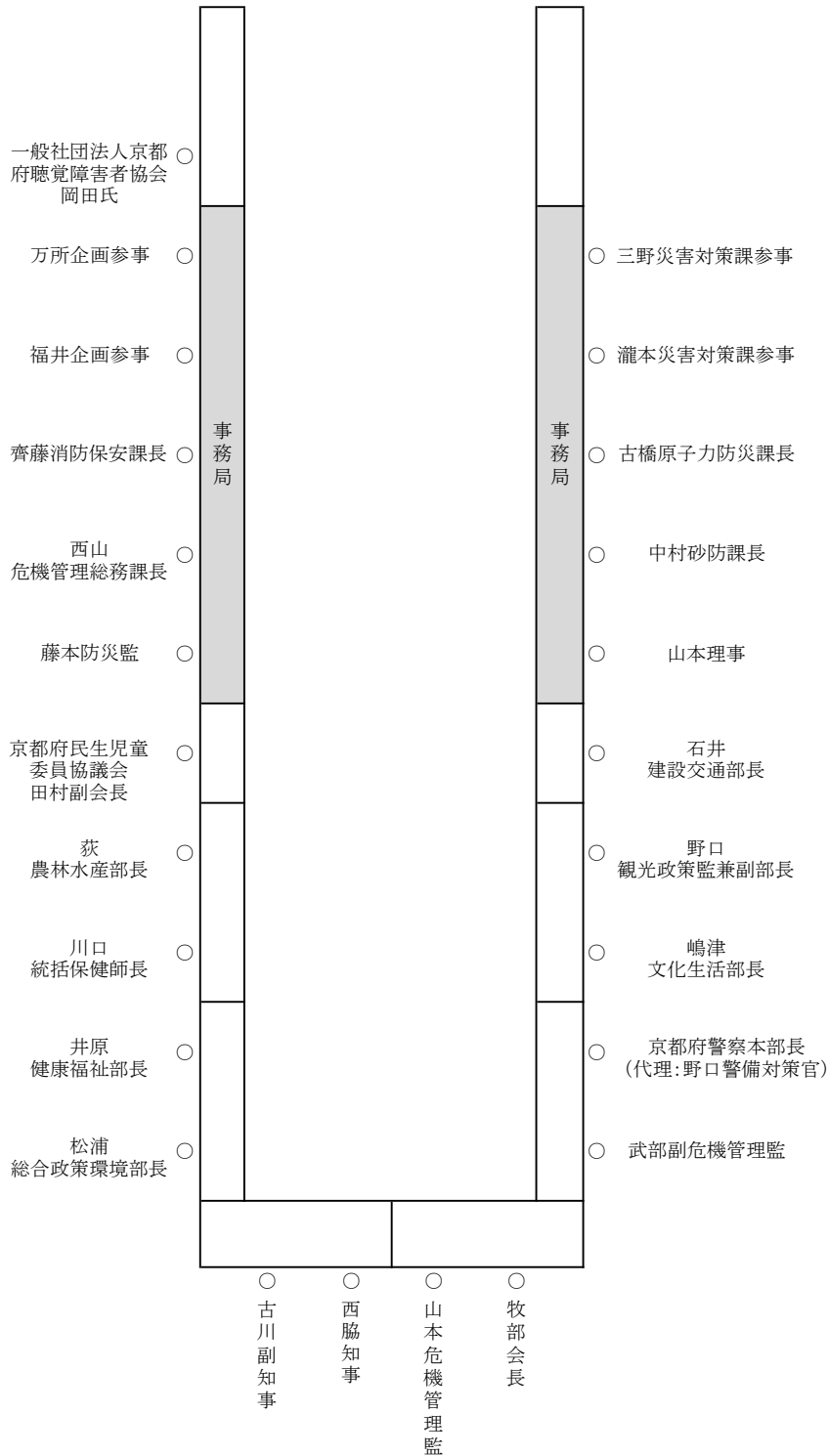
※上記以外で、防災会議専門部会会長 牧 紀男 京都大学防災研究所教授がオブザーバーとして出席

# 京都府防災会議

## 座席表

令和8年5月19日（火） 10時00分～  
危機管理センター 災害対策本部会議室

モニター



記者席

記者席

## 令和 8 年度京都府地域防災計画の主な改定内容（案）

## 1 国の防災基本計画の修正に合わせた改定

## (1) 関連する法令の改正を踏まえた修正

## 〈災害対策基本法等の改正〉

## ○ 国による災害対応の強化について

→都道府県・市町村の要請を待つ暇がない場合の、国の機関によるプッシュ型応援について追記

## ○ 被災者支援の充実

## ・ 在宅・車中泊避難者への DWAT 派遣による福祉サービスの提供

→支援チームによる福祉サービスの提供の対象に在宅避難者等を含むことを明記

## ・ 広域避難時の避難元・避難先市町村間の情報連携

→関係機関との迅速な情報連携に向けた関係システムの整備の推進について追記

## ・ 被災者援護協力団体との平時からの連携

→府内の団体に加え、国において登録される被災者援護協力団体との連携について追記

## ・ 地方公共団体による物資の備蓄状況の公表

→年 1 回の備蓄状況の公表について追記

## ○ 復旧・復興の迅速化

→事前復興まちづくり計画策定など、復興事前準備の推進について追記

## 〈道路法等の改正〉

## ・ 道路啓開計画の策定・定期的な見直しの法定化

→京都府域道路啓開計画の策定及び定期的な見直しについて追記

## (2) その他の最近の施策の進展等を踏まえた修正

## ○ 災害時における船舶活用医療の提供

→船舶を活用した傷病者の搬送等の広域的な支援要請の実施について追記

## ○ 避難所における子ども・若者の居場所の確保

→避難所でのキッズスペースや学習スペースなど子ども・若者の居場所確保について追記

## ○ 岩手県大船渡市林野火災を踏まえた林野火災編の見直し

→市町村における的確な林野火災に関する警戒情報等の発表について追記

→空中消火の実施にあたってのヘリコプターやドローン等資機材の充実、航空運用体制の強化、早期の警戒体制の確保について追記

## (3) 令和 6 年能登半島地震を踏まえた修正

## ○ 被災者支援の充実

→市町村における協定・届出避難所の事前把握及び災害時の当該避難所の開設、関係機関・協定締結団体等と連携した避難所の環境整備に係る対策（キッチンカーの確保、衛生サービスの提供等）の実施について追記

## ○ 保健医療福祉支援の体制・連携の強化

→保健医療福祉活動チームとの平時からの連携体制の構築の取組について明記

## ○ 官民連携や人材育成の推進

→防災士及び避難生活支援に取り組む避難支援サポーターの養成について追記

## ○ 消防防災力の充実強化

→津波浸水想定を勘案した消防体制の整備について追記

## ○ インフラ・ライフラインの復旧迅速化、代替性の確保

→上下水道における最優先復旧箇所の事前選定等について追記

## ○ 被災地における学びの確保

→京都府災害時学校支援チーム（D-EST 京都）の派遣等による学校再開支援について追記

## ○ 防災 DX の加速

→内閣府総合防災システム（SOBO-WEB）との連携及びシステムを使用した研修・訓練による職員の操作習熟について追記

→内閣府物資システム（B-PLo）を活用した備蓄状況の把握等について追記

→全国共通避難所・避難場所 ID により、避難所開設状況を府及び国等へ共有することを追記

## （4）南海トラフ地震防災対策基本計画の変更等を踏まえた改定

→地域ごとに被災状況を想定したシミュレーションなどを実施した上で、直接死者を減らす「命を守る」対策と災害関連死者を減らす「命をつなぐ」対策について、府指針及び推進プランに基づき、きめ細やかな地震防災対策に取り組むことを追記

## 2 府の施策を踏まえた改定

### （1）災害ケースマネジメントの取組みを踏まえた改定

→関係部局や民間団体と連携し、平時からの災害ケースマネジメントの実施に向けた体制整備について追記

### （2）府南海トラフ地震臨時情報対応マニュアルの作成を踏まえた改定

→南海トラフ臨時情報発表時の初動対応を府対応マニュアルに基づき、行う旨を追記

### （3）災害時における市町村相互応援に関する運用マニュアルの作成を踏まえた改定

→府内市町村のカウンターパートによる相互応援を運用マニュアルに基づき、行う旨を追記

### （4）「多様な視点での防災対策意見交換会」を踏まえた改定

→外国人の防災人材の育成について追記

→在宅避難者等の支援拠点の設置・運営に関し、地域との連携や要配慮者への幅広い支援の実施に努める旨を追記

## 3 近年の災害等を踏まえた改定

→他県における被害等を踏まえ、災害対策本部の設置に係る災害名に竜巻を追加

## 4 その他

### （1）気象庁による新たな防災気象情報の運用に伴う改定

→防災気象情報が、避難情報等の警戒レベルに合わせて見直されることに伴い、本府の災害警戒体制を整理

### （2）令和8年度組織改正を踏まえた改定

## ■ 防災基本計画

災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する我が国の防災に関する総合的かつ長期的な計画で、指定行政機関や指定公共機関が作成する防災業務計画や、自治体が作成する地域防災計画の基本となるもの

### 主な修正項目

#### 関連する法令の改正を踏まえた修正

##### <災害対策基本法等の改正>

##### ○ 国による災害対応の強化

- 地方公共団体の要請を待たない、国の応援の実施
- 市町村から国に対する応急措置実施の要請
- 防災監の政府災害対策本部への参画

##### ○ 被災者支援の充実

- 在宅・車中泊避難者へのDWAT派遣による福祉サービスの提供
- 広域避難時の避難元・避難先市町村間の情報連携
- 被災者援護協力団体の登録・データベース化、平時からの連携
- 地方公共団体による物資の備蓄状況の公表

##### ○ 復旧・復興の迅速化

- 事前復興まちづくり計画策定等による復興事前準備の推進

##### <道路法等の改正>

- 道路啓開計画の策定・定期的な見直しの法定化

##### <航空法等の改正>

- 地方管理空港等の災害復旧工事等の国による代行

#### その他の最近の施策の進展等を踏まえた修正

- 災害時における船舶活用医療の提供
- 避難所でのこども・若者の居場所の確保
- 港湾における官民協働での高潮対策（協働防護）
- 広域に降り積もる火山灰への対策（住民の安全確保策等）の推進

##### <岩手県大船渡市林野火災を踏まえた林野火災編の見直し>

- 広報・啓発等を通じた林野火災の予防の強化
- 地上・空中消火の連携による消火活動、車両・資機材の整備

#### 令和6年能登半島地震を踏まえた修正

##### ○ 被災者支援の充実

- 避難生活における生活環境確保に係る取組の充実化
- 協定・届出避難所に係る情報の事前把握
- キッチンカー・トレーラーハウス等の登録・データベース化
- 迅速なプッシュ型支援のための国の備蓄物資の分散備蓄

##### ○ 保健医療福祉支援の体制・連携の強化

- 保健医療福祉活動チーム間の平時からの連携体制の構築
- 発災後速やかなDHEAT派遣、保健師等チームの充実・強化

##### ○ 官民連携や人材育成の推進

- 国と全国域の災害中間支援組織（JVOAD）の連携
- 避難生活支援リーダー/サポーターの育成・確保、データベース化

##### ○ 消防防災力の充実強化

- 消防団と多様な主体（自主防災組織・防災士等）の連携
- 津波浸水想定を勘案した消防体制の整備

##### ○ インフラ・ライフラインの復旧迅速化、代替性の確保

- 多様な主体と連携したTEC-FORCE支援活動の実施
- 上下水道一体での災害対応の実施（最優先復旧箇所の事前選定等）
- 災害用井戸・湧水等の活用による代替水源の確保

##### ○ 被災地における学びの確保

- 被災地学び支援派遣等枠組み（D-EST）による教職員等の派遣

##### ○ 防災DXの加速

- 新総合防災情報システム（SOBO-WEB）や新物資システム（B-PLo）の利活用促進、研修・訓練の実施
- 防災IoTシステムによる被災状況の迅速な共有
- 避難所開設時における全国共通避難所・避難場所IDの報告

# 南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更の概要

## ■南海トラフ地震防災対策推進基本計画（中央防災会議決定）

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する方針・施策等を定める計画。

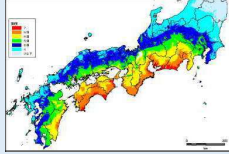
### 南海トラフ巨大地震対策についての報告書（R7.3）を踏まえた主な変更

#### 新たな被害想定

**直接死** 約17.7万人～約29.8万人  
（早期避難率70%）（早期避難率20%）  
※地震動：陸域、津波ケース①、冬・深波、風速8m/s

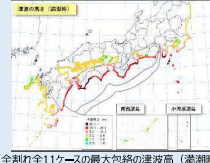
**災害関連死** 約2.6万人～約5.2万人  
※被災後の状況によっては更なる増加につながるおそれ

南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ報告書（令和7年3月31日報告書ひまわり）



神奈川県から鹿児島県までの主に太平洋側の広い範囲で震度6弱以上が発生  
 震度6弱以上の市町村数 601市町村→600市町村

静岡県から宮崎県までの主に沿岸域の一部で震度7が発生  
 震度7の市町村数 143市町村→149市町村



福島県から沖縄県の太平洋側の広い範囲で高さ3m以上の津波が到達  
 高知県種多郡黒潮町、土佐清水市で最大約34mの津波  
 静岡県静岡市、焼津市、和歌山県東牟婁郡太地町、東牟婁郡串本町で1m以上の津波が最短2分で到達  
 福島県から沖縄県の広い範囲で津波による浸水が発生

#### 基本計画変更のポイント

- |  |   |   |
|--|---|---|
| <p><b>基本的方針</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>「命を守る」対策と「命をつなぐ」対策の重点化</li> <li>地震動（強い揺れ）及び火災に伴う被害への対応</li> <li>巨大な津波に伴う被害への対応</li> <li>超広域かつ多分野にわたる被害への対応</li> <li>災害関連死防止のための避難者の生活環境整備等の被災者支援</li> </ol> | <ol style="list-style-type: none"> <li>国内外の社会・経済に及ぼす影響への対応</li> <li>時間差を伴って発生する地震への対策等の推進</li> <li>複数の災害等への同時対応（<u>複合災害対策</u>）</li> <li>主体的に防災対策に取り組む社会の醸成</li> <li>訓練等を通じた実効性のある対策の推進</li> </ol> | <ol style="list-style-type: none"> <li>防災・減災に関する調査研究・技術開発の推進</li> <li><u>総力を結集した対策を推進するための多様な主体との連携強化</u></li> <li><u>地震防災対策の進捗や効果の定期的かつ継続的な把握</u></li> </ol> <p><small>※下線：今回の見直しで追加となった項目</small></p> |
|--|---|---|

#### 新たな目標

- 被害想定を更新を踏まえた「今後10年の減災目標」を設定
- 「命を守る」対策、「命をつなぐ」対策（特に重要な施策）について、重点的にモニタリングを実施
- 目標の対象地域の見直し（全国目標から南海トラフ地震防災対策推進地域を対象とした目標の充実化）

想定される死者数	約29万8千人	から	おおむね8割減少
想定される建築物の全壊焼失棟数	約235万棟	から	おおむね5割減少
具体目標の数	48個	⇒	205個に拡充

<p><b>① 社会全体における防災意識の醸成・総合的な防災体制の構築</b></p> <p><b>安全で確実な避難の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>津波ハザードマップの作成支援及び防災訓練の実施</li> <li>防災行政無線等の多様な防災情報伝達手段の整備</li> </ul> <p><b>防災教育・防災訓練の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防災教育の推進</li> </ul> <p><b>NPO・ボランティア団体等民間主体との連携</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ボランティア活動の実施に向けた環境整備</li> </ul> <p><b>広域連携・支援体制の確立</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体の受援体制の確保</li> <li>後発地震への対応</li> <li>電子基準点網等の耐災害性強化対策 等</li> </ul>	<p><b>② 被害の絶対量を減らす取組</b></p> <p><b>建築物の耐震化等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅等の耐震化</li> <li>家具の固定、ガラス等の飛散防止の対策</li> </ul> <p><b>火災対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電気に起因する出火の防止</li> </ul> <p><b>津波に強い地域構造の構築</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>海岸保全施設整備の推進</li> <li>避難場所・避難経路の整備</li> </ul> <p><b>総合的な防災力の向上</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事前復興に向けた取組の充実 等</li> </ul>	<p><b>③ ライフライン・インフラの強化</b></p> <p><b>ライフライン施設の耐震化等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発電・送電システムの耐震化等</li> <li>上下水道施設の耐震化</li> <li>通信・放送施設の対策</li> </ul> <p><b>インフラ施設の耐震化等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>交通インフラの機能維持に向けた対策</li> </ul> <p><b>基幹交通網の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>早期復旧に向けた体制構築</li> </ul> <p><b>石油コンビナート対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>石油コンビナート施設の被害防止 等</li> </ul>	<p><b>④ 救助体制・救急救命を強化する施策・防災DX</b></p> <p><b>救急救命を強化する施策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療施設・社会福祉施設等の耐震化</li> <li>DMATの充実</li> <li>医療コンテナーの活用</li> </ul> <p><b>救助体制を強化する施策・国による応援組織の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急消防援助隊、消防団等の充実・強化</li> <li>TEC-FORCE活動の強化</li> </ul> <p><b>デジタル技術を活用した防災対策の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新総合防災情報システム（SOBO-WEB）の推進 等</li> </ul>	<p><b>⑤ 被災者支援、災害関連死防止の対策</b></p> <p><b>避難者等への対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難所の設備の充実</li> <li>避難者や救援・救護活動の拠点等となる防災公園の整備・機能強化の推進</li> <li>キッチンカー・トローラーバス等に係る登録制度の創設</li> </ul> <p><b>食料・水、生活必需品等の物資の調達</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>備蓄の充実、物資の情報管理の整備</li> </ul> <p><b>緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急輸送体制の確保</li> </ul> <p><b>燃料の供給対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害時に備えた燃料供給体制の確保 等</li> </ul>
--	---	--	--	--

推進計画の作成・変更にあたってのポイント ○地域ごとに被災状況を想定したシミュレーション等を実施した上で、「命を守る」対策と「命をつなぐ」対策を重点施策として推進 ※国が協働して推進

## 南海トラフ地震防災対策推進基本計画 変更のポイント③

### 南海トラフ地震防災対策推進計画の基本となるべき事項（第5章）

#### ○「命を守る」対策と「命をつなぐ」対策を重点施策として推進

- 事前の対策に費やせる時間と内容に限りがあることから、地域特性を踏まえた上で、直接死者数と災害関連死者数を減らす取組の中から、おおむね10年間で完遂するべき「重点施策」を具体的に定め推進する。

#### ○地域ごとに被災状況を想定したシミュレーションやそれに基づく定量的分析等の実施

- 局所的な地震とは異なる被害様相やそれに伴う対応が必要になる可能性があることから、被災状況を想定したシミュレーションなどを実施した上で、定量的な分析などを行うことで対策の実効性を高める。

#### ○国による必要な支援の実施

- 推進計画の実効性を高めるため、国が必要な支援を実施

※ **国は**、地方公共団体が実施する南海トラフ地震防災対策推進計画の実効性を高め、「命を守る」「命をつなぐ」対策の実施を加速するため、**地方公共団体との協働により、地域特性に応じた被災状況のシミュレーションや、それを踏まえた施策ごと・地域ごとの定量的な分析を通じ、各地域の重点施策の推進を図る。**

#### ○資機材・人員等の配備手配

- 民間施設の利用、ボランティア等の多様な主体との連携、複合災害による災害対応の長期化への対応

#### ○避難場所及び避難所の運営や物資の備蓄・調達

- 食事・トイレ・寝床等の生活必需品の確保、要配慮者への支援等（避難生活環境の向上による災害関連死防止）
- 女性等の多様なニーズ、孤立する可能性がある地域等に応じた備蓄の推進

#### ○臨時情報に係る対応の周知

- 外国人を含め、臨時情報に係る適確・迅速な情報提供の実施

## 防災気象情報の見直しに伴う京都府の警戒体制について

気象庁が発表する防災気象情報について、自治体が発令する避難情報等を5段階に整理した警戒レベルに合わせて発表するよう見直しが行われることから、本府の災害警戒体制につきましても、新たな防災気象情報に合わせて、下記のとおりとします。

### 記

#### 1 防災気象情報の見直しの概要

- 防災気象情報を5段階の警戒レベルに合わせて発表し、警戒レベルの数字を付けて発表（例：レベル3大雨警報）
- レベル4相当の情報として「危険警報」を新設

＜府の体制＞

- ・「特別警報」を災害対策本部の設置基準に追加
- ・「危険警報」（R8.5 新設）を災害警戒本部の設置基準に追加
- ・「注意報」が発表されたときは「警戒準備体制」に入る

警戒レベル		防災気象情報【見直し前】	→	防災気象情報【見直し後】	府の体制
5	緊急安全確保	特別警報		レベル5 特別警報	災害対策本部
4	避難指示	—		レベル4 【危険新設】	災害警戒本部
3	高齢者等避難	警報		レベル3 警報	
2	避難準備	注意報		レベル2 注意報	警戒準備体制
1	災害への心構え	早期注意情報		早期注意情報	—

#### 2 その他

- ・大津波警報を災害対策本部の設置基準に追加
- ・南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時に、警戒準備体制を追加（臨時情報（注意/警戒）発表時には、災害警戒本部を設置）

- **警戒レベル**は、住民が災害時にとるべき避難行動が直感的にわかるよう、**避難情報等を5段階に整理**したものです。（例：警戒レベル4 = 避難指示、警戒レベル3 = 高齢者等避難）
- **防災気象情報**は、**避難情報の発令や住民の自主避難の参考となる「警戒レベル相当情報」**という位置づけですが、警戒レベルとの関係が分かりづらいという課題があります。

警戒レベル				現在の防災気象情報（警戒レベル相当情報）									
警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報（避難情報等）	防災気象情報									
				洪水等に関する情報			土砂災害	高潮害					
			指定河川 洪水予報 (河川毎)	洪水害 (市町村毎)	大雨浸水害 (市町村毎)								
5	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保	5相当	氾濫発生情報	大雨特別警報 (浸水害)	大雨特別警報 (土砂災害)	高潮特別警報					
<p style="text-align: center;">＜警戒レベル4までに必ず避難！＞</p>				<p style="text-align: center;">市町村は、警戒レベル相当情報などを参考に、総合的に避難指示等の発令を判断する</p>									
4	災害のおそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示						4相当	氾濫危険情報		土砂災害警戒情報	高潮特別警報 高潮警報
3	災害のおそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難*	高齢者等避難						3相当	氾濫警戒情報	洪水警報	大雨警報 (土砂災害)	警報に切り替える 可能性が高い 高潮注意報
2	気象状況悪化	自らの避難行動を 確認する	洪水、大雨、 高潮注意報	2相当	氾濫注意情報	洪水注意報	大雨注意報	高潮注意報					
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを 高める	早期注意情報	1相当									

防災気象情報と警戒レベルとの関係が分かりづらいという課題があり、「防災気象情報に関する検討会」において2年半かけて検討。その最終とりまとめ（令和6年6月）に沿って防災気象情報を改善。

2

## 新しい防災気象情報（令和8年5月下旬から運用開始予定）

- 防災気象情報（河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮）を5段階の警戒レベルにあわせて発表します。
- 対象災害ごとの情報として整理するとともに、**レベル4相当の情報として危険警報を新設**します。
- **情報名称そのものにレベルの数字を付けて発表**します。（例：レベル4 大雨危険警報 等）

### 新しい防災気象情報の情報体系とその名称

	河川氾濫 1級河川などの大河川の氾濫	大雨 低地の浸水や大河川以外の氾濫	土砂災害 急傾斜地のかけ崩れや土石流	高潮 海面の上昇や波の打上げによる浸水	(警戒レベルごとの) 住民がとるべき行動
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報	命の危険 直ちに安全確保！
<p style="text-align: center;">＜警戒レベル4までに危険な場所から かならず避難！＞</p>					
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	危険な場所から全員避難
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	避難行動を確認（避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど）
警戒レベル 1	早期注意情報				災害への心構えを高める

4

## 南海トラフ地震臨時情報対応マニュアルの作成について

### 1 経緯

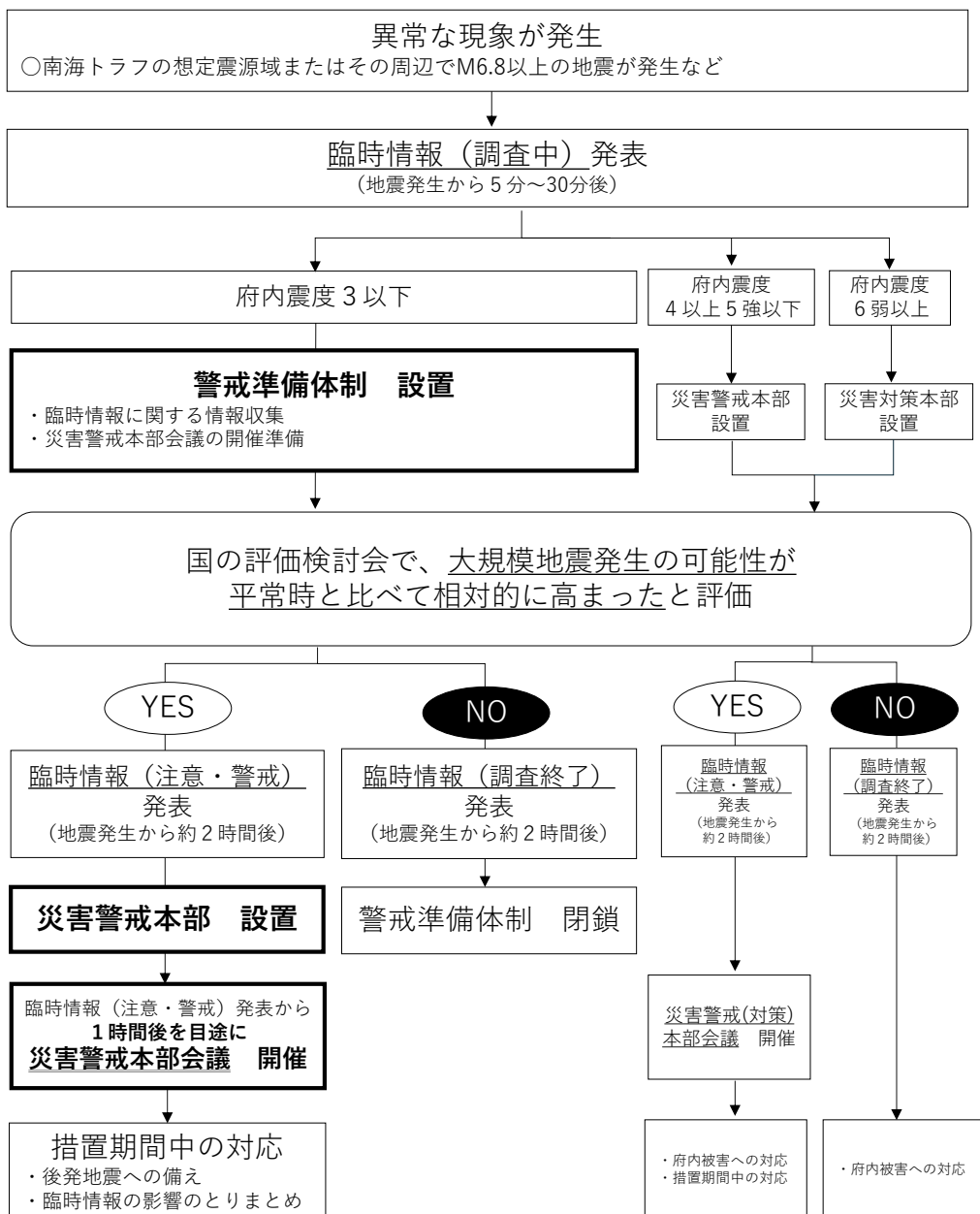
南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応については、地域防災計画震災対策編第5編京都府南海トラフ地震防災対策推進計画編に記載されているところですが、今般、内閣府の「南海トラフ地震臨時情報対応ガイドライン」を参考に初動対応マニュアルを作成しました。

### 2 マニュアルの概要

臨時情報(巨大地震注意/警戒)が発表された場合には、発表から1時間後を目途に災害警戒本部会議を京都府危機管理センターで開催し、府民へ後発地震への備えについて呼びかけを行うとともに、府、市町村及び関係機関の初動体制の確認を行う。

なお、臨時情報(調査中)が発表された場合は、「警戒準備体制」を設置する。

### 3 対応の流れ



## 災害時における市町村相互応援に関する運用マニュアルについて

大規模災害発生時における市町村の相互応援については、京都府地域防災計画において、市町村での協定締結等による応援体制の確保に努めることとしているところですが、被害が甚大であり近隣市町村による応援が困難な場合には、京都府全体での広域的な応援体制の確保が必要となります。

そのため、下記のとおり、府内市町村による相互応援の基本的な手順を定めた「災害時における市町村相互応援に関する運用マニュアル」を作成しました。

### 記

#### 1 趣 旨

京都府内において大規模災害等が発生した際に、府内市町村のカウンターパートによる相互応援の体制を確保することにより、応急措置等を迅速かつ的確に実施する。

#### 2 応援体制

##### (1) 近隣市町村による応援体制の確保

府土木事務所及び保健所の所管地域別で市町村ブロックを設定し、ブロック内の近隣市町村による応援を行う。

##### (2) 京都府全体での広域的な応援体制の確保（別紙参照）

地震被害想定結果に基づき、避難者数が少ないブロックを応援側とし、避難者数が多いブロックを受援側として設定した市町村でのカウンターパートによる応援を行う。

#### 3 応援の内容

- ・避難所の運営、罹災証明書発行関係事務
- ・食料、飲料水、避難所運営資機材等の備蓄の融通
- ・その他、被災市町村から特に要請があった業務

## 市町村間でのカウンターパートの設定

山城①×中丹・丹後	ブロック	受援市町村	ブロック	応援市町村
	山城北①	宇治市	中丹・丹後	福知山市 京丹後市
		城陽市		福知山市 舞鶴市 綾部市 与謝野町 伊根町
		久御山町		舞鶴市 宮津市
中丹 (上林川 三峠)	福知山市 舞鶴市 綾部市	山城北 ①-1	宇治市 久御山町 城陽市	
丹後 (郷村 山田)	京丹後市 与謝野町 伊根町 宮津市	山城北 ①-2	宇治市 城陽市 久御山町	

山城北②×南丹	ブロック	受援市町村	ブロック	応援市町村
	山城北②	八幡市	南丹	南丹市
		京田辺市		亀岡市
		宇治田原町		京丹波町
井手町				
南丹	南丹市	山城北②	八幡市	
	亀岡市		京田辺市	
	京丹波町		宇治田原町 井手町	

山城南×乙訓	ブロック	受援市町村	ブロック	応援市町村
	山城南	木津川市	乙訓	大山崎町
		笠置町		長岡京市
		和束町		向日市
精華町				
南山城村				
乙訓	大山崎町	山城南	木津川市	
	長岡京市		笠置町	
	向日市		和束町	
			精華町	
			南山城村	

※京都市については、府内の被災状況に応じて柔軟に割り当てることができるよう、カウンターパートの設定から除外

## 気象業務法及び水防法改正に伴う京都府水防計画の改定について

令和 8 年 5 月  
建設交通部砂防課

京都府水防計画は、水防事務を円滑に実施することにより、府内の河川や海岸の洪水、津波又は高潮に際し、水災を警戒・防御し、及びこれによる被害を軽減し、公共の安全を保持することを目的として定めています。

豪雨等の自然災害が頻発・激甚化するなかで、洪水の危険性について住民や水防関係者へのより明確で、きめ細かな周知が求められており、洪水に係る情報提供体制を強化するため、気象業務法及び水防法が令和 7 年 12 月に改正されました（令和 8 年 5 月施行）。法改正を踏まえた、令和 8 年度水防計画の主な改定内容は以下のとおり。

### 1 水防活動に利用する防災気象情報の変更 [第 5 章 予報及び警報等]

防災気象情報について、次の変更があったことから、下表のとおり水防計画に反映

#### (1) 法改正内容

- ① 洪水予報河川において、「レベル 5 氾濫特別警報（洪水の特別警報）」を新設
- ② 洪水予報河川の情報名称が「〇〇警報や〇〇注意報」に変更
- ③ 情報名称そのものにレベルの数字をつけて発表
- ④ レベル 4 相当の情報として「危険警報」を新設

#### (2) 水防計画変更点

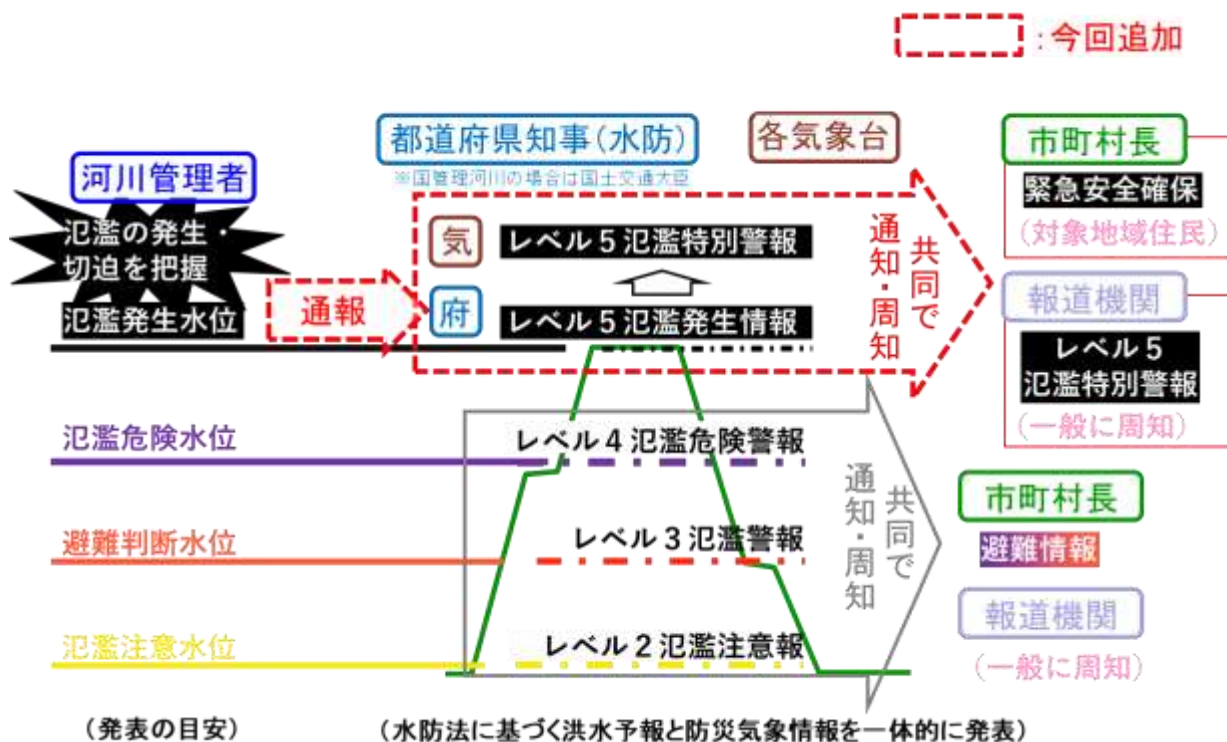
水防活動用予報警報※	対応する防災気象情報		変更理由
	現行	改定後	
水防活動用気象注意報	大雨注意報	レベル 2 大雨注意報	③
〃 気象警報	大雨警報	レベル 3 大雨警報 レベル 4 大雨危険警報 レベル 5 大雨特別警報	③ ③④ ③
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	レベル 2 氾濫注意報	②③
〃 洪水警報	洪水警報	レベル 3 氾濫警報 レベル 4 氾濫危険警報 レベル 5 氾濫特別警報	②③ ②③④ ①②③
水防活動用高潮注意報	高潮注意報	レベル 2 高潮注意報	③
〃 高潮警報	高潮警報 高潮特別警報	レベル 3 高潮警報 レベル 4 高潮危険警報 レベル 5 高潮特別警報	③ ③④ ③

※水防関係者等に迅速かつ適切に水防活動指針を与え、住民等への周知により、対策を促すもの

## 2 氾濫切迫時の通報基準の追加 [第12章 水防活動 ほか]

洪水による氾濫が迫っていることを气象台や市町村長等に情報提供するため、河川管理者は、氾濫による危険の切迫を認める場合に都道府県知事に通報する必要があることから、通報対象河川や通報基準などを新たに追加

### (1) 新たな通報制度の概要



### (2) 水防計画に記載する通報対象河川・通報基準

<京都府管理河川> (対象：洪水予報を行う4河川)

河川名	観測所	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	氾濫発生水位
鴨川	荒神橋	1.60	1.90	2.30	2.90
高野川					
桂川中流	保津橋	3.30	3.50	4.00	5.70
園部川	小山	1.40	1.70	2.20	3.50

<国管理河川>

河川名	観測所	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	氾濫発生水位
宇治川	槇尾山	3.00	3.50	3.60	4.30
淀川	枚方	4.50	5.40	5.50	8.30
桂川下流	桂	3.80	3.90	4.00	4.60
木津川下流	加茂	4.50	5.90	6.00	7.60
木津川上流	岩倉	6.00	6.70	7.70	10.50
由良川中流	綾部	3.50	5.00	6.00	7.58
由良川下流 土師川	福知山	4.00	5.00	5.90	7.89

## 第四次京都府戦略的地震防災対策指針及び同推進プランの主な改定内容

### 1 第四次京都府戦略的地震防災対策指針及び同推進プラン共通の改定内容

#### (1) 南海トラフ地震の発生確率の見直し結果の反映

- ・令和7年9月の地震調査推進本部における南海トラフ地震発生確率の見直し結果を反映

#### ■確率値の見直し内容

現 行：①今後30年以内の発生確率が80%程度

見直し後：②今後30年以内の発生確率が20%～50%

③今後30年以内の発生確率が60%～90%程度以上

異なる2つの計算モデルに基づく両論併記



#### 【指針】

- ・基本理念の背景説明にあたり、地震の発生確率が高まっていることを強調するため、より高い確率となる③の発生確率に修正

#### 【推進プラン】

- ・【地震のリスク】表中の今後30年以内の発生確率を「80%程度」から「60%～90%程度以上（すべり量依存BPTモデル）又は20%～50%（BPTモデル）」と両論併記の記載に修正

### 2 第四次京都府戦略的地震防災対策指針の改定内容

#### (1) 京都府災害時学校支援チーム（D-EST 京都）の設立に伴う修正

- ・「2-4-2 学校の危機管理体制を強化する」の項目にD-EST 京都の取組を位置付け

### 3 第四次京都府戦略的地震防災対策推進プランの主な改定内容

#### (1) 京都府耐震改修促進計画の改定（R8.1月）

##### ○耐震改修促進計画の中間見直しに向けた目標の修正

- ・耐震改修促進計画の改定が完了したことから、中間見直し（R11年度）に向けた目標に修正

##### ○木造住宅、大規模建築物、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化目標の見直し

- ・耐震改修促進計画に定める令和17年度までの目標に修正

①木造住宅：「耐震化率95%」⇒「耐震性が不十分なものを概ね解消（～R17）」

②大規模建築物：「耐震化率90%」⇒「耐震性不足解消率100%（～R17）」

③緊急輸送道路沿道建築物：「目標設定なし」⇒「耐震性不足解消率42%（～R17）」

#### (2) 京都府防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画の改定（R8.3月）

- ・ため池の整備・廃止に係る実施計画の策定（60箇所）から整備・廃止工事の着手（38箇所）に目標を修正

## 第四次京都府戦略的地震防災対策指針 改定表

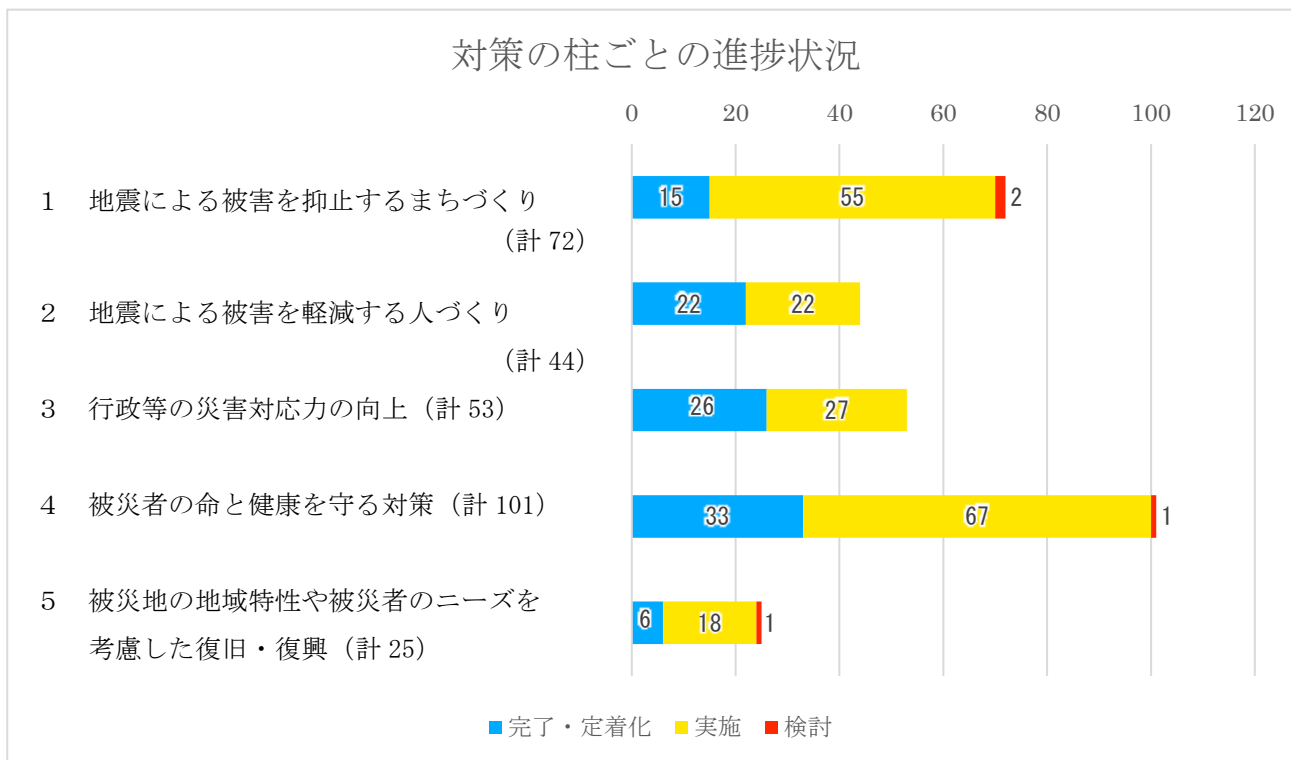
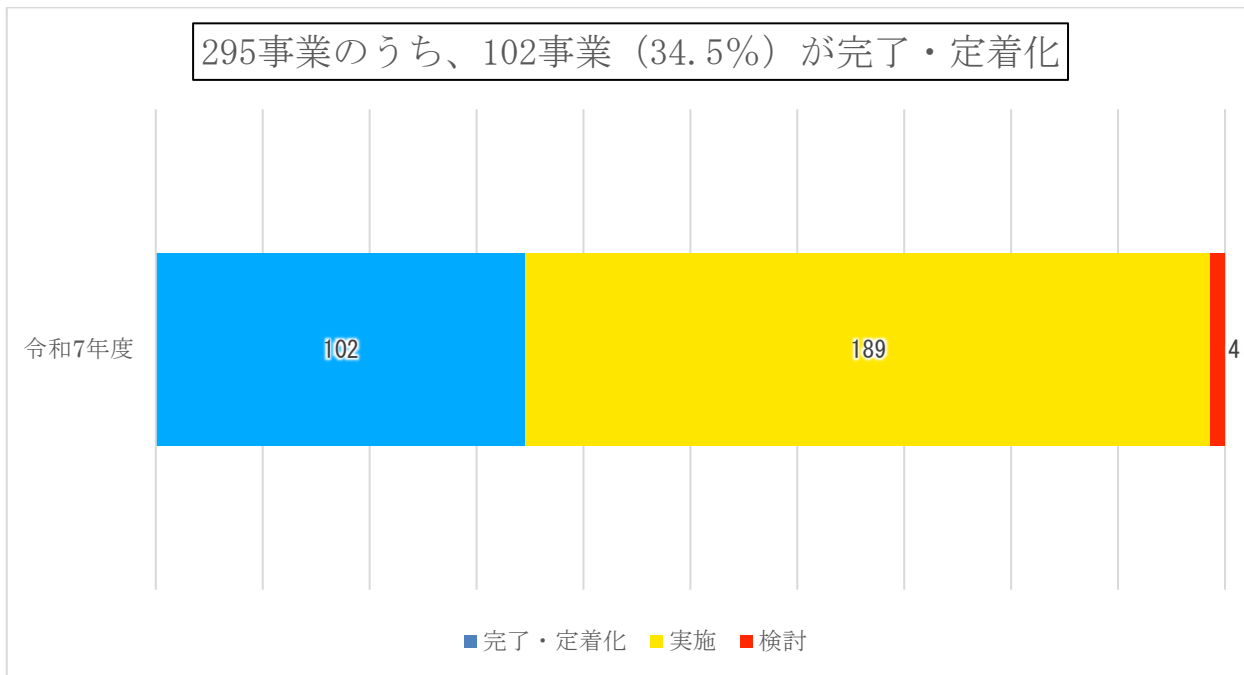
	頁 番号	現行記載内容	改定案	改定理由
1	6	1 基本理念 京都府では直下型地震による最大震度7が予想されているほか、南海トラフ地震の30年発生確率が80%程度とされるなど、…	1 基本理念 京都府では直下型地震による最大震度7が予想されているほか、南海トラフ地震の30年発生確率が高い計算モデルでは60%～90%程度以上とされるなど、…	令和7年9月の地震調査推進本部において発生確率が見直されたため。 基本理念設定の趣旨として、発生可能性が高まっていることを示すため、高い計算モデル(すべり量依存BPTモデル)の確率のみを記載
2	16	2-4-2 学校の危機管理体制を強化する  ホームページによる実践事例の紹介や研修会等を通じて…	2-4-2 学校の危機管理体制を強化する  ホームページによる実践事例の紹介や研修会(京都府災害時学校支援チーム(D-EST京都)チーム員養成研修等)等を通じて…	令和7年度から災害時における学校の早期再開を支援するD-EST京都チーム員養成研修を開始し、防災に関する知識の習得に取り組んでいるため
3	16	2-4-2 学校の危機管理体制を強化する  可能性があることも踏まえ、学校の早期再開や…	2-4-2 学校の危機管理体制を強化する  可能性があることも踏まえ、令和7年度に新たに創設した京都府災害時学校支援チーム(D-EST京都)の派遣等により、学校の早期再開や…	令和7年度から災害時における学校の早期再開を支援するD-EST京都を設置し、チーム員の養成を進めているため

## 第四次京都府戦略的地震防災対策推進プラン 改定表

	頁 番号	現行記載内容	改定案	改定理由
1	4	【地震のリスク】 南海トラフ地震 ○今後30年以内で、80%程度の発生確率	【地震のリスク】 南海トラフ地震 ○今後30年以内の発生確率は60～90%程度以上(すべり量依存BPTモデル)又は20%～50%(BPTモデル)	令和7年9月の地震調査推進本部において発生確率が見直されたため
2	14	③自助・共助の意識の醸成 (追加)	○地震・津波防災に関する広報・啓発活動を実施する。(緊急地震速報・南海トラフ地震臨時情報、津波フラッグ、地震や火災等における早期避難等について啓発)	南海トラフ地震の被害想定の見直し等を踏まえた、早期避難の啓発など、さらなる防災に関する普及・啓発に取り組むため
3	17	1-1-1 防災拠点施設の耐震化を進める ○京都府及び市町村において、次期建築物耐震改修促進計画の見直しを行う。 ＜令和7年度に計画見直しを実施＞	1-1-1 防災拠点施設の耐震化を進める ○京都府及び市町村において、次期建築物耐震改修促進計画の見直しを行う。 ＜令和11年度に計画の中間見直しを実施＞	京都府耐震改修促進計画の改定が完了したことから、中間見直しに向けた目標に修正
4	17	1-1-2 住まいの耐震化を進める ○木造住宅等の耐震化を進める。(耐震改修補助事業の実施) ＜耐震化率95%＞	1-1-2 住まいの耐震化を進める ○木造住宅等の耐震化を進める。(耐震改修補助事業の実施) ＜耐震性が不十分なものを概ね解消(～R17)＞	京都府耐震改修促進計画の改定に伴う目標の修正
5	18	1-1-5 多数の人が集まる建物の耐震化を進める ○民間の多数の者が利用する既存不適格建築物等の耐震化を進める。 ＜大規模建築物の耐震化率90%＞	1-1-5 多数の人が集まる建物の耐震化を進める ○民間の多数の者が利用する既存不適格建築物等の耐震化を進める。 ＜大規模建築物(※)の耐震性不足解消率100%(～R17)＞ ※昭和56年5月31日以前に建築された建築物のうち、病院、店舗、ホテル等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物で一定規模以上の建築物	京都府耐震改修促進計画の改定に伴う目標の修正
6	19	1-1-8 安心・安全に係る社会資本を適正に維持・更新する ○公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等の適正な維持管理を行う。	1-1-8 安心・安全に係る社会資本を適正に維持・更新する ○公共施設等管理方針に基づき、公共施設等の適正な維持管理を行う。	名称の修正

7	20	<p>1-3-1 道路、河川等の整備・耐震化を進める ○耐震改修促進計画により指定した緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を推進する。</p>	<p>1-3-1 道路、河川等の整備・耐震化を進める ○耐震改修促進計画により指定した緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を推進する。 <b>&lt;沿道建築物の耐震性不足解消率 42% (～R17)&gt;</b></p>	<p>京都府耐震改修促進計画の改定に伴う目標の設定</p>
8	20	<p>1-3-2 地震に強い急傾斜地、ため池等の整備を進める ○ため池の耐震調査、整備・廃止工事など防災・減災対策を進める。 <b>&lt;地震豪雨耐性評価(対象約 280 箇所)、整備・廃止工事にかかる実施計画の策定(目標 60 箇所)の完了を目指す。(R12 まで)&gt;</b></p>	<p>1-3-2 地震に強い急傾斜地、ため池等の整備を進める ○ため池の耐震調査、整備・廃止工事など防災・減災対策を進める。 <b>&lt;地震豪雨耐性評価(対象 280 箇所)の完了及び38箇所での整備・廃止工事に着手(～R12)&gt;</b></p>	<p>京都府防災重点農業用ため池にかかる防災工事等推進計画の改定に伴う目標の修正</p>
9	38	<p>5-4-1 復興計画策定のための事前準備に取り組む ○大規模災害時の復興計画策定手順や計画に盛り込むべき内容の検討など、事前準備を進める。(担当部局) 危機管理部</p>	<p>5-4-1 復興計画策定のための事前準備に取り組む ○大規模災害時の復興計画策定手順や計画に盛り込むべき内容の検討など、事前準備を進める。(担当部局) 危機管理部、<b>建設交通部</b></p>	<p>復興まちづくり計画策定の担当部局である建設交通部を追加</p>

## 京都府戦略的地震防災対策推進プラン 進捗状況



※凡例 ◎:完了・定着化 A:順調に進捗している  
 ○:実施 B:概ね順調に進捗している  
 △:検討 C:進捗がやや遅れている  
 ×:未着手 D:進捗が遅れている

1 地震による被害を抑止するまちづくり								
No.	重点	対策の柱における主な推進事業	達成状況	主な実績	評価	各項目ごとの取組状況の評価		
<b>1-1 建物の耐震化を進める</b>								
5	★	○消防団施設の耐震対策を進める。	○	・消防庁耐震化調査において、消防団施設の耐震化状況について調査 ※R7.4月時点の状況を消防庁においてとりまとめ中(R8.3月現在)	B	<p>【全体】⇒一部検討段階の事業があるが、大部分の事業が目標達成に向け、概ね順調に進捗している。</p> <p>・全72事業中 完了・定着化：15事業 実施：55事業 検討：2事業</p> <p>・耐震改修促進計画の見直し完了したほか、庁舎耐震化率の公表や耐震化率の維持のための取組が定着化</p> <p>・府立大学の耐震化及び府有の河川施設（城陽排水機場）の耐震化に係る事業が未だ検討段階</p>		
9	★	○木造住宅等の耐震化を進める。(耐震改修補助事業の実施) ＜耐震化率95%⇒耐震性の不十分な建物を概ね解消(～R17)＞	○	・新計画における住宅の耐震化目標値を「耐震性の不十分な建物を概ね解消」に設定 ・住宅の耐震化率91%(R7推計値)				
10	★	○住宅関連業界団体と連携し、補助制度の周知や出前講座等による耐震改修等の啓発を実施する。＜啓発活動を50回実施＞	○	・耐震フェアや出前講座など対面での普及啓発を実施(23回)				
13	★	○各市町村等と連携して家具の固定化等の室内安全対策等を進める。 ＜家具固定化率65%＞	○	・家具固定化率47%(R7.9月実施広報モニターアンケート) ・各種イベントにおいて家具の固定に関する啓発を実施				
15		○府立の大学の耐震化を進める。	△	【医大】・主要な建物15棟のうち、2棟について耐震性が不足 【府大】・主要な建物等12棟のうち、6棟で耐震性が不足 ⇒耐震性の確保に向けて検討中				
19	★	○医療機関の耐震診断、耐震化を進める。	○	・医療機関の耐震化率 70.6%(R6.11月時点) ※全国平均耐震化率:80.5%(R5.10月時点)				
20	★	○社会福祉施設の耐震診断、耐震化を進める。 ＜耐震化率95.2%＞	○	・社会福祉施設の耐震化率92.8%(R3.3月時点) ※R3以降の調査結果を厚労省においてとりまとめ中(R8.3月現在)				
<b>1-2 火災に強いまちづくりを進める</b>								
32	★	○感震ブレーカー等の設置及び地震発生時の火気の使用停止等、火災の発生を防止するための準備や行動について普及・啓発を行う。	○	・感震ブレーカー設置率:24%(R7.9月時点) ・各種イベント等での啓発を実施 ・電気関係事業者と連携したリーフレット配布を実施				
34	★	○密集市街地対策を進め、「地震時等に著しく危険な密集市街地」を解消する。	○	・全13地区中7地区が解消(京都市・向日市) ・現在、6地区(京都市)で事業実施中				
<b>1-3 地震に強い基盤整備を進める</b>								
36	★	○府管理の緊急輸送道路の改良整備(拡幅)を進める。 ＜緊急輸送道路改良率90.9%＞	○	・緊急輸送道路の改良率90.1%(R6年度末時点)				
37	★	○府管理の緊急輸送道路の道路橋の耐震化を進める。 ＜道路橋8橋の耐震化完了＞	○	・2橋の工事に着手				
39	★	○府管理の緊急輸送道路における法面对策工事を進める。 ＜法面総点検要対策箇所(156箇所)の工事了＞	○	・135箇所の対策工事済み				
40	★	○耐震改修促進計画により指定した緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を推進する。＜沿道建築物の耐震化性不足解消率42%(～R17)＞	○	・緊急輸送道路の沿道建築物の耐震性不足解消率:12%				
44	★	○孤立集落となるおそれのある集落までのう回路がない道路に架かる道路橋の耐震化を進める。＜道路橋1橋の耐震対策完了＞	○	・う回路がない道路橋1橋について工事实施中				
45	★	○市町村管理の道路の改良整備(拡幅等)を進める。	○	・道路総延長9,865.6km「道路統計年報2024 道路の現況」(改良済5,389.9km改良率56.3%)				
47	★	○低地地域の河川施設の耐震化を進める。	△	・城陽排水機場の工事業業化の検討中				
50	★	○急傾斜地に係る土砂災害警戒区域の対策工事を進める。 ＜10箇所の対策工事了＞	○	・10箇所のうち2箇所完成				

# 1 地震による被害を抑止するまちづくり

No.	重点	対策の柱における主な推進事業	達成状況	主な実績	評価	各項目ごとの取組状況の評価
54	★	<p>○新たに策定した上下水道耐震化計画に基づき急所施設及び避難所等の重要施設に係る管路等の耐震化等を進める。                      &lt;令和11年度までに送水管路耐震化率55%を目指す&gt;                      &lt;令和11年度までに下水道管路耐震化率79%を目指す&gt;</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宇治浄水場送水管路工事完成し供用開始</li> <li>・府営水道送水管路耐震化率53%(R7年度末時点)</li> <li>・流域下水道管路耐震化率67%(R7.3月末時点)</li> <li>・24市町が上下水道耐震化計画策定済</li> </ul>	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・断水等の発生防止に向け、上下水道耐震化計画に基づき事業を実施しており、宇治浄水場送水管路工事が完成したほか、24市町で上下水道耐震化計画の策定が完了し、目標達成に向け、引き続き、取組を推進</li> </ul>

※凡例 ◎:完了・定着化 A:順調に進捗している  
 ○:実施 B:概ね順調に進捗している  
 △:検討 C:進捗がやや遅れている  
 ×:未着手 D:進捗が遅れている

2 地震による被害を軽減する人づくり						
No.	重点	対策の柱における主な推進事業	達成状況	主な実績	評価	各項目ごとの取組状況の評価
<b>2-1 自助力を強化する(自助)</b>						【全体】⇒半数の事業が完了・定着化しており、順調に進捗している。 ・全44事業中 完了・定着化：22事業 実施：22事業 ・継続して実施している府民だより等による広報や住民の防災の取組への補助、京都BCPの推進に係る事業が定着化
73		○平時から災害や災害時の行動に関して学び、自助意識を高める。(府職員出前語らいによる普及啓発)	◎	・きょうと府民だより、ラジオ、ホームページ、SNSにより地震防災に関する広報・啓発活動を実施 ・出前語らい講座及び防災訓練等での啓発活動を実施		
75	★	○地震・津波防災に関する広報・啓発活動を実施する。(緊急地震速報・南海トラフ地震臨時情報、津波フラッグ、地震や火災等における早期避難等について啓発)	○	・きょうと府民だより、ラジオ、ホームページ、SNSにより地震防災に関する広報・啓発活動を実施 ・出前語らい講座及び防災訓練等での啓発活動を実施		
<b>2-2 地域力を強化する(互助・共助)</b>						【2-1 自助力を強化する(自助)】 ・府民だよりによる啓発等の取組が定着化  ・南海トラフ地震の被害想定の見直し等も踏まえ、早期避難等についてさらなる普及・啓発が必要  【2-2 地域力を強化する(互助・共助)】 ・消防団の充足率は83.8%と横ばいが続いており、加入促進等の活性化のため、引き続き、取組が必要  ・水害等タイムラインについては、1,206地区が策定済みとなったが、引き続き、全地区での策定に向けた取組が必要  ・防災士については計551名を養成。試験合格者は686名いることから、認証登録を促すとともに、活用の促進に向け、引き続き、市町村とともに取組を推進
83		○機能別団員など消防団に加入しやすい環境づくりを進め、消防団の活性化を図る。	○	消防団員数:15,466人(R7.4月時点) ・消防団員充足率:83.8%(条例定数18,466人)(R7.4月時点)		
87	★	○津波注意報・警報発表時の避難経路・避難場所などを定めた津波避難タイムラインの策定を支援する。	○	・京都市総合防災訓練で津波フラッグに係るパネル展示 ・タイムライン作成促進に向けて、市町村に対して、振興局とともに防災土派遣制度の活用について、働きかけを実施		
88		○水害等避難行動タイムライン策定により地域の共助体制を強化する。 <危険地域を有する全地域で策定>	○	・1,519地区のうち、1,206地区作成済み(R8.1月末時点)		
89	★	○府と市町村が連携し、地域防災のリーダーとなる役割が期待される防災士を育成する。 <800名を養成(計画期間:令和8年度まで)>	○	・府養成研修受講者として、各市町村へ地域の防災リーダーとして期待される人材の推薦を依頼 ・R8.1月末時点で計551名を養成(防災土認証登録申請済) ※試験合格者数:686名(R8.1月末時点)		
91		○防災士や大学生など地域の様々な構成主体が参加した防災訓練等を実施する。	○	・福祉避難サポートリーダーを対象に、実際の災害時を想定した避難所運営研修を実施 ・京都府総合防災訓練及び地域防災力充実強化大会(R8.2.22)において京都学生FASTが参画		
<b>2-3 地域の危険情報を共有する(自助・共助)</b>						【2-3 地域の危険情報を共有する(自助・共助)】 ・土砂災害警戒区域等、危険地域に関する情報について、引き続き調査・指定の取組を継続
94		○土砂災害警戒区域等の調査を行い、区域を追加指定する。	○	・調査 78箇所実施 ・追加指定 45箇所実施		
<b>2-4 学校の防災力を強化する(共助)</b>						【2-4 学校の防災力を強化する(共助)】 ・新たに災害時学校支援チーム(D-EST京都)を設立、88名のチーム員の委嘱を行っており、今後さらなるチーム員の養成、研修等の取組を推進  ・R6年度に作成した府立高校生向け防災教育プログラム、小学生向け防災ハンドブックの普及を引き続き、推進
98	★	○学校安全計画に基づき発達の段階を踏まえた防災教育を実施する。	○	・学校安全計画策定状況(R7) 小・中・高校・特支100% ・学校安全計画検証状況(R7) 小・中・高校・特支100% ・府立高校向け防災教育プログラムの活用校 40校		
99	★	○市町村や地域、専門家等と連携した防災教育を実施する。	○	・学校安全教室指導者講習会を開催し ・小学生向け防災デジタルハンドブックの活用方法を周知		
103	★	○災害時学校支援チームによる児童の心のケアや学校の早期再開を支援する。<災害時学校支援チームの養成:3箇年で200名以上を目指す>	○	・チーム員養成研修を開催し、新たに88名のチーム員を委嘱。		
<b>2-5 企業・大学等の防災力を強化する(共助)</b>						【2-5 企業・大学等の防災力を強化する(共助)】 ・BCP策定支援セミナーの他、中小企業応援隊、京都工業会など関係機関との取組を強化し、企業等の防災力強化を引き続き、推進
111		○企業の防災力(防災計画の策定、帰宅困難時の対策等)の強化を支援する。	○	・BCP策定支援セミナーを開催(R7.10.3) ・京都BCP企業交流会を開催(R7.8.1) ・京都工業会と連携し、「BCP・危機管理研究会」を開催 ・中小企業応援隊の取組として、事業継続力強化計画やBCP策定に係る研修を実施		
<b>2-6 多様な視点で取り組む(共助・公助)</b>						【2-6 多様な視点で取り組む(共助・公助)】 ・多様な視点での意見交換会を継続して実施し、外国人などさらに多様な視点での防災対策の検討を引き続き、推進
112		○多様な視点を踏まえた防災対策を検討するための意見交換会等を実施する。 <多様な視点での防災対策意見交換会の開催:年1回以上>	○	・多様な視点での防災対策意見交換会を実施(R8.3.17)		

※凡例 ◎:完了・定着化 A:順調に進捗している  
 ○:実施 B:概ね順調に進捗している  
 △:検討 C:進捗がやや遅れている  
 ×:未着手 D:進捗が遅れている

3 行政等の災害対応力の向上						
No.	重点	対策の柱における主な推進事業	達成状況	主な実績	評価	各項目ごとの取組状況の評価
3-1 災害対策本部機能を整備・強化する						
117	★	○危機管理センター及び支部機能の代替機能を確保する。	○	・京都府業務継続基本指針に危機管理センターの代替施設を明記 ・各振興局業務継続マニュアルに災害対策支部の代替施設を明記予定(R8.3月末時点) ・災害対策支部(4支部+7総合庁舎)の情報収集・共有機能の確保に向け、必要設備の研究に着手	A	【全体】⇒ほぼ半数の事業が完了・定着化しており、順調に進捗している。 ・全53事業中 完了・定着化：26事業 実施：27事業  ・衛星通信設備の整備が完了  ・府総合防災訓練や各部局、関係機関の防災対策に関する各種訓練については、継続して実施しており定着化  【3-1 災害対策本部機能を整備・強化する】 ・危機管理センターの支部機能の確保について、支部訓練の実施、必要機能の確保を引き続き、推進  ・職員の研修や訓練については、複数回の開催に取り組んでおり、引き続き、実効性の確保を推進  ・南海トラフ地震臨時情報への対応及び業務継続計画については、マニュアル作成に着手しており、来年度には完了見込み  ・各府主催訓練において関係機関との連携を進めており、引き続き、関係機関との連携体制の確保を推進  ・広域防災活動拠点については、舞鶴港におけるヘリポート設備の整備が完了見込み  ・京都市消防局と連携した航空運用体制の強化に向け調整を行っており、引き続き、航空運用体制の強化に向けた取組を推進
120	★	○非常時専任職員等の府職員の災害対応力の向上を図る。 <非常時専任職員に対する訓練・勉強会を開催:年4回以上>	○	・非常時専任職員及び市町村防災担当職員を対象とする研修を開催(本庁R7.5.12、各広域振興局R7.5.13~19 計6回)		
122		○南海トラフ地震臨時情報への対応について、対応マニュアルの作成を行う。	○	・南海トラフ地震臨時情報発表時の対応マニュアルの作成に着手(R8年度防災会議までに作成見込)		
123		○大規模地震発生時の業務継続計画について、改定を行う。	○	・全庁版業務継続マニュアルの見直しを実施(R7.5.26) ・マニュアル策定が必要な20部局のすべてで部局別マニュアル等の見直し完了見込み(R8.3月末時点)		
139	★	○国の新たな総合防災システム(SOBO-WEB)との連携を行う。	○	・京都府総合防災システムとSOBO-WEBとの連携完了 ・市町村や防災関係機関に対し、国のSOBO-WEBに係る研修会を実施(R7.5月)		
141	★	○危機管理センターの映像情報システムと接続するライブカメラを順次増設する。	○	・映像伝送できるライブカメラ・ヘリテレ拡充を継続 ・映像伝送の訓練を2回実施(京都府総合防災訓練、消防庁映像伝送訓練)		
143	★	○ドローンやヘリテレ映像等により火災等の災害事象の早期覚知や被災状況の把握を強化する。	○	・映像伝送の訓練を2回実施(総合防災訓練、消防庁映像伝送訓練)		
148	★	○「きょうと危機管理WEB」等の情報発信ツールについて周知を図る。	○	・出前語り等(R7:25件)で周知を実施 ・普及啓発チラシ、ステッカーを策定し、防災イベント等において府民への配布を実施		
150	★	○オペレーションルームにおいて、国・他府県・関係機関からの応援職員と情報共有や各種調整等を行う。	○	・関係機関職員を含めた災害対策本部運営訓練(水害対応訓練(R7.5.23)、京都府総合防災訓練(図上訓練)(R7.8.27)、地震災害対応訓練(R8.3.11))を実施		
151	★	○ホテル・旅行業界と連携し、国・他府県・関係機関からの応援職員を受け入れる宿泊施設等を確保する。	○	・旅館ホテル生活衛生同業組合、京丹後市と連携したホテル確保に係る連絡訓練を実施(R7.12.25) ・全日本ホテル連盟との協定締結に向けて調整中		
152	★	○被害想定に応じた府内市町村間の応援体制を構築する。	○	・府内市町村間の相互応援体制に係るマニュアル作成に向けて調整(市町村説明等の実施)		
153	★	○他府県、関係機関のヘリを円滑に活用するための航空受援体制を充実・強化する。	○	・京都市消防航空隊と連携した消防・防災に係る航空体制連携強化に向けて調整		
154	★	○緊急消防援助隊の受援体制を強化する。	○	・府内3消防本部(乙訓、宇治、宮津与謝)が、緊急消防援助隊受援訓練を実施 ・京都府緊急消防援助隊受援計画の見直しに向け府内消防本部が参画する会議を開催		
155	★	○府内での災害時における消防の応援隊による応援・受援体制を強化する。	○	・一定規模以上の災害事案を覚知した場合の京都府及び京都府内消防本部間の連絡体制の整理を実施 ・京都府消防広域応援基本計画の見直しに着手		
157	★	○広域防災活動拠点等の機能の拡充、対応力の向上を図る。	○	・舞鶴港第3ふ頭に大型ヘリが離発着できるヘリポート及び燃料給油機等を整備 ・広域防災活動拠点マニュアルの見直しに係る協議を実施		

### 3 行政等の災害対応力の向上

No.	重点	対策の柱における主な推進事業	達成状況	主な実績	評価	各項目ごとの取組状況の評価
3-2 防災関係機関との救助・救出体制を整備・強化する						【3-2 防災関係機関との救助・救出体制を整備・強化する】 ・孤立集落発生に備えた小型資機材の整備や、孤立可能性地域における救助資機材の確保、ヘリコプターによる救助体制の確保に着手しており、引き続き、孤立集落対策を推進
163	★	○小型化された消防車両、救助資機材等整備を進める。	○	・消防庁からの無償貸与による車両及び軽量、小型及び電動の救助資器材等を配備 ・「わがまちの消防団強化交付金」により、消防団やふるさとレスキューによる各種資機材整備を支援	A	
168		○消防団・自主防災組織等による「ふるさとレスキュー」の救助対応力を強化する。	○	・ふるさとレスキューによる孤立対策活動への支援(孤立対策に資する資機材整備等):4件(福知山市2件、京丹後市1件、和東町1件)		
169	★	○孤立可能性の高い地域における空路・海路による救助能力の向上を図る。	○	・京都府総合防災訓練等の実施(航空隊及び機動隊によるホイスト救助訓練、海路・空路を利用した物資輸送訓練等) ・舞鶴港の整備(ヘリポート)		

※凡例 ◎:完了・定着化 A: 順調に進捗している  
 ○:実施 B: 概ね順調に進捗している  
 △:検討 C: 進捗がやや遅れている  
 ×:未着手 D: 進捗が遅れている

4 被災後の命と健康を守る対策						
No.	重点	対策の柱における主な推進事業	達成状況	主な実績	評価	各項目ごとの取組状況の評価
4-1 被災者の生活の質を確保する						
170	★	○避難所の耐震化を進める。 <耐震化率100%>	○	耐震化率:96.9(R6.4月時点) ※消防庁耐震化調査のうち、文教施設、県民会館等、体育館、その他施設の合計 ※R7.4月時点の状況を消防庁においてとりまとめ中(R8.3月現在)	B	<p>【全体】⇒一部検討段階の事業があるが、大部分の事業が目標達成に向け、概ね順調に進捗している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全101事業中</li> <li>完了・定着化:33事業</li> <li>実施:67事業</li> <li>検討:1事業</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画の視点からの避難所運営研修やペット同伴避難訓練等、継続した取組が定着化</li> <li>医療コンテナの導入に係る事業については、府内での導入実績はなく、災害拠点病院等と引き続き検討が必要</li> </ul> <p>【4-1 被災者の生活の質を確保する】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難所のプライバシーや健康維持に関する資機材整備については、京都府及び市町村での簡易ベッドやパーテーション等の備蓄の拡充や、資機材提供に係る協定締結などを進めており、引き続き、実効性の確保に向け、取組を推進</li> <li>食事環境の確保については、京都府においてキッチンカー事業者との協定締結の他、市町村において炊き出し資機材の確保等を進めており、引き続き、実効性の確保に向け取組を推進</li> <li>トイレや入浴等、衛生環境の確保については、水循環資機材の提供に係る協定締結や、公衆浴場組合との入浴・生活用水の確保に係る協定締結のほか、市町村ではトイレカーや簡易トイレ等の資機材確保を進めており、引き続き、実効性の確保に向け、取組を推進</li> <li>在宅避難者支援を含めた健康管理支援については、京都府総合防災訓練等における実動訓練を実施している他、多様な視点での防災対策意見交換会で在宅避難者等への支援に関する意見交換を実施しており、引き続き、取組を推進</li> </ul>
172	★	○新たな資機材を活用した避難所の環境整備を進める。(水循環型シャワー・手洗いスタンドの活用)	○	・水循環型シャワー等の確保に係る企業(WOTA株)との協定締結(R8.1.21) ・水循環型シャワー、手洗いスタンド各1台を無償貸与・株式会社ダスキンとの避難所資機材支援等に係る協定締結(R8.3.10) 【市町村】 ・トイレカーの導入:8台(予定)(亀岡市、向日市、八幡市、南丹市、木津川市、精華町、綾部市(予定))		
175		○避難所において防災DXの活用を促進する。(衛星通信システムの活用等)	○	・関西広域連合と連携し、マイナンバーカードを活用した全国統一の避難者情報集約システムの構築を国に要望(R7.11月)		
177	★	○地域住民による自主的な避難所運営を支援する。 <避難所運営訓練の実施:年1回以上>	○	・福祉避難サポートリーダーを対象に、実際の災害時を想定した避難所運営研修を実施 ・亀岡市において内閣府避難所リーダー・サポーター研修を実施(R7.12.6~7) ・宇治市、(株)ダスキンと連携した避難所運営訓練を実施(R8.3.10) ・各市町村で住民と連携した避難所開設訓練を実施		
178	★	○避難所におけるプライバシーの確保や健康維持に必要な資機材を確保する。(パーテーション、段ボールベッド等)	○	・京都府において、パーテーション、簡易ベッドを購入 ・京都府総合防災訓練において、宮津市と避難所設営訓練を実施(R7.8.31) ・亀岡市において内閣府避難所リーダー・サポーター研修を実施(R7.12.6~7) ・宇治市、(株)ダスキンと連携した避難所運営訓練を実施(R8.3.10)		
181	★	○多様なニーズに配慮した避難所の自主的な運営を支援する。 <多様な視点での防災対策意見交換会を開催:年1回以上>	○	・多様な視点での防災対策意見交換会を実施(R8.3.17) ・亀岡市において内閣府避難所リーダー・サポーター研修を実施(R7.12.6~7)		
183		○避難所の長期化に伴う避難所の食事環境を整備する。(炊き出し資機材等の確保、キッチンカーの活用等)	○	・キッチンカー事業者((株)メルカート)と協定締結(R8.2.17) ・日本キッチンカー経営審議会との協定締結に向けて調整中 【市町村】 ・炊き出し資機材の配備や民間事業者との協定締結を実施		
184	★	○避難所における快適なトイレ環境や入浴施設を確保する。(洋式トイレ・マンホールトイレ・災害用浄化槽の設置促進、トイレトレーラーの広域的な確保、民間入浴施設の活用等)	○	・公的備蓄に係る基本的な考え方にに基づき簡易トイレの備蓄を推進 ・設置式の簡易トイレを備蓄 ・京都府公衆浴場業生活衛生同業組合との協定締結(R8.2.5) ・災害対応車両の登録制度について周知を実施 【市町村】 ・トイレカーの導入:8台(予定)(亀岡市、向日市、八幡市、南丹市、木津川市、精華町、綾部市(予定)) ・自動ラップトイレ、簡易トイレ、マンホールトイレ等の購入		
189	★	○在宅避難者や車中泊避難者など指定避難所以外の避難者に対する物資提供等を行う。	○	・京都府総合防災訓練(避難所運営訓練)において、市保健師やJRAT、DWAT等が連携して車中泊避難者に対する聞き取り訓練を実施 ・長岡京市において避難所外避難者把握訓練を実施		

## 4 被災後の命と健康を守る対策

No.	重点	対策の柱における主な推進事業	達成状況	主な実績	評価	各項目ごとの取組状況の評価		
190	★	○保健医療福祉活動チームが連携し、避難者(自宅避難者含む)の健康管理等を実施する。 <保健医療福祉活動チームの活動に係る訓練の実施:年1回以上>	○	・京都府総合防災訓練において、保健医療福祉調整地域本部訓練に保健医療福祉活動チームが参画 ・京都府総合防災訓練及び近畿地方DMATブロック訓練に合わせて、保健師・管理栄養士チームの活動に係る訓練を実施	B	【4-2 保健・医療・福祉提供体制を確保する】 ・保険・医療・福祉提供体制に係る人材育成については、訓練の継続的な実施の他、災害薬事コーディネーター、DWAT等の養成研修等を継続して実施しており、引き続き、取組を推進  ・病院や福祉施設の機能確保については、BCPの策定支援を継続しており、BCPの策定率向上に向け、引き続き、取組を推進		
193	★	○避難生活の長期化等に備えたホテル・旅館等の広域的な避難所としての活用等を促進する。	○	・旅館ホテル生活衛生同業組合、京丹後市と連携したホテル確保に係る連絡訓練を実施(R7.12.25)				
4-2 保健・医療・福祉提供体制を確保する								
194	★	○災害拠点病院の機能確保やSCU(広域医療搬送拠点)の整備・充実等を進める。	○	・SCU資機材の点検を実施 ・災害拠点病院等連絡協議会を開催(R7.5.23)				
197	★	○災害薬事コーディネーターによる適切な医薬品提供体制等を確保する。 <災害薬事コーディネーターの訓練を実施:年1回以上>	○	薬事コーディネーターの京都府総合防災訓練及び近畿地方DMATブロック訓練への参加 ・災害薬事コーディネーターを対象とした、災害対応に関する研修を実施(オンデマンド配信)				
198		○迅速な応急救護を行うため、医療コンテナ導入の必要性を検討する。	△	・医療コンテナ等の導入に向けた検討を実施 ・災害拠点病院での導入支援メニューは拡充されており、導入の可能性について引き続き検討				
202	★	○災害拠点病院以外の病院におけるBCP策定を推進する。	○	・病院向けBCP策定研修(厚労省主催)への参加促進(R7.12時点13病院参加) ・府内病院のBCP策定率 R6 60.0%(R6.9.1時点)				
204	★	○要配慮者の広域搬送手段及びホテル・旅館等の広域的な避難所としての活用等を促進する。	○	・旅館ホテル生活衛生同業組合、京丹後市と連携したホテル確保に係る連絡訓練を実施(R7.12.25) ・全日本ホテル連盟との協定締結に向けた調整中				
205	★	○避難行動要支援者の個別避難計画の策定、個別避難計画に基づいた訓練を実施する。 <全市町村で個別避難計画を策定>	○	・個別避難計画について、全市町村において全部または一部作成済 ・内閣府「個別避難計画作成モデル事業」において、各市町村の現状や課題を把握、市町村担当者対象の情報共有会や研修を実施 ・福知山市において個別避難計画に基づいた避難訓練を実施				
207	★	○福祉避難所の確保及び運営体制を強化する。(福祉避難所の状況調査、応援・受援体制の強化等)	○	・市町村に対し、福祉避難所の設置数及び施設の種類、入所可能人数等の状況調査を実施 ・福祉避難所運営訓練にDWATが参画(R7:精華町) ・市町村防災力強化専門研修(福祉避難所実務研修)を実施(R7.9.18、11.17)				
209	★	○避難所における保健・福祉支援を充実する。(京都DWATの養成、応援・受援体制の強化) <京都DWAT養成研修の実施:年1回以上> <DWAT等の活動に係る訓練の実施:年1回以上>	○	・京都DWAT養成研修の開催(集合研修)養成者数:170人 ・市町村等が実施する訓練への参画(6回) ・DWAT本部訓練の実施(1回)				
216	★	○社会福祉施設等のBCP策定を支援する。(職員の応援、受援体制の確保等)	○	・集団指導、運営指導等の機会においてBCPの必要性についての啓発を実施				

## 4 被災後の命と健康を守る対策

No.	重点	対策の柱における主な推進事業	達成状況	主な実績	評価	各項目ごとの取組状況の評価
4-3 物資の円滑な供給を図る						<p><b>【4-3 物資の円滑な供給を図る】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>必要な備蓄物資の確保については、新たな「公的備蓄に係る基本的な考え方」に基づき、京都府及び市町村で重点備蓄品目の備蓄の拡充に着手した他、備蓄倉庫の新設など保管場所の確保を進めており、引き続き取組を推進</li> <li>物資輸送体制の確保については、関係機関と連携した物資輸送訓練を継続して実施している他、ドローンを使用した訓練の実施を進めており、引き続き取組を推進</li> </ul> <p><b>【4-4 インフラ・ライフラインの迅速な応急復旧を図る】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活水の確保について、給水車等応援体制の確保に継続して取り組んでいる他、水循環型シャワー等の資機材提供や入浴施設・生活用水提供に係る協定締結を進めており、引き続き、取組を推進</li> <li>電気、ガス、通信環境等の確保については、関係機関と連携したライフライン連絡会図上訓練の取組を継続して実施し、関係機関との連携を進めており、引き続き取組を推進</li> </ul>
217	★	○新たな「公的備蓄等に係る基本的な考え方」に基づき、必要な備蓄物資を確保する。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たな「公的備蓄等に係る基本的な考え方」を策定 (R7.5.26)</li> <li>府において約30万食の備蓄を確保 (R8.3月末時点)</li> <li>R8年度以降の備蓄物資確保計画の策定及び予算を確保</li> <li>パーティション、簡易ベッド等避難所の環境整備に係る物資の確保を継続</li> </ul>		
218	★	○備蓄倉庫の建て替えや民間企業等との連携による新たな保管場所を確保する。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域防災活動拠点である山城総合運動公園と丹波自然運動公園に備蓄倉庫を整備</li> </ul>		
219	★	○地域の備蓄状況を踏まえた広域的な備蓄を確保する。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>公的備蓄等に係る基本的な考え方に基づき、府の備蓄物資の増強を継続実施</li> <li>備蓄倉庫の位置や空きスペース等を考慮し、備蓄物資の適正配置を検討中</li> </ul>		
222	★	○孤立集落発生に備えた避難場所及び備蓄物資を確保する。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>孤立地域を考慮した備蓄物資の適正配置を検討中</li> </ul> <p><b>【市町村】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>孤立可能性地域の避難所で備蓄倉庫の設置、備蓄の確保を実施</li> </ul>		
227	★	○民間企業や自衛隊、市町村等と連携した広域物資輸送体制を確保する。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>京都府総合防災訓練において新物資システム(B-Plo)を活用した物資輸送訓練を実施</li> </ul>		
228	★	○ヘリ・ドローンを活用し、孤立集落への物資輸送を行う。 ＜関係機関と連携した物資輸送訓練の実施:年1回以上＞	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>京都府総合防災訓練において新物資システム(B-Plo)及びドローンを活用した物資輸送訓練を実施</li> </ul>		
4-4 インフラ・ライフラインの迅速な応急復旧を図る						
231	★	○京都府域道路啓開計画に係る訓練等を実施し、その実行性を確保する。 ＜近畿地方整備局等関係機関と連携した図上訓練等の実施:年1回以上＞	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>近畿地方整備局等関係機関と連携した図上訓練を実施 (R7.8.27)</li> </ul>		
232	★	○上下水道事業における災害時の代替性・多重性の確保に向けた取組を進める。 (市町村における応急給水計画等の策定を支援、防災井戸・給水車の確保等を含めた広域地震防災対策を推進)	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>各市町村の給水車等の保有状況の情報を共有</li> <li>「災害時の緊急時汚泥相互受入体制の構築」に向けた、下水道資機材保有リストの共有を実施</li> <li>日本水道協会主催の訓練に参画</li> </ul>		
239	★	○地域における防災井戸や指定避難所の耐震性貯水槽等の整備など分散的な取水手段を確保する。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>水循環型シャワー等の確保に係る企業(WOTA株)との協定締結 (R8.1.21)</li> <li>水循環型シャワー、手洗いスタンド各1台を無償貸与</li> <li>京都府公衆浴場業生活衛生同業組合との協定締結(※京都市との三者協定) (R8.2.5)</li> </ul> <p><b>【市町村】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>9市町(京都市、宇治市、亀岡市、城陽市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、宇治田原町)で災害時協力井戸制度を実施(1市(京丹後市)で検討中)</li> </ul>		
245	★	○防災拠点への衛星通信システムの設置等による通信環境を確保する	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>京都BCPライフライン連絡会図上訓練を実施 (R7.9.4)</li> </ul>		
248	★	○インフラ・ライフラインの復旧に係る関係機関の連携強化を図る。(情報共有や訓練等)	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>京都BCPライフライン連絡会図上訓練を実施 (R7.9.4)</li> </ul>		

## 4 被災後の命と健康を守る対策

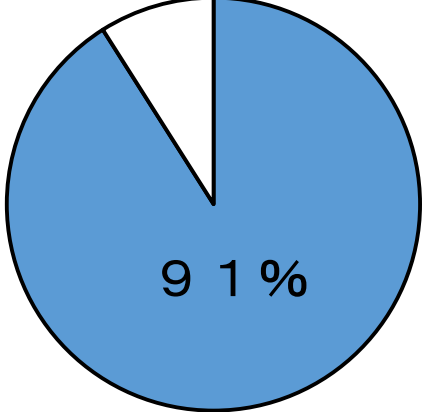
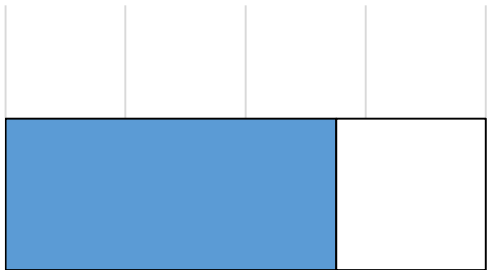
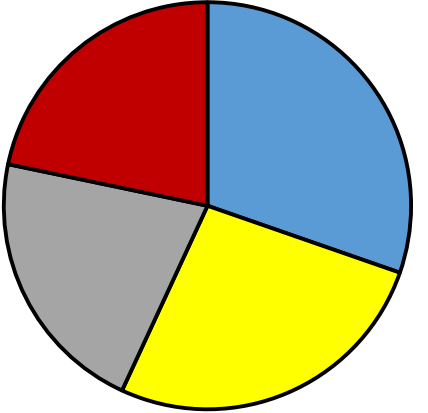
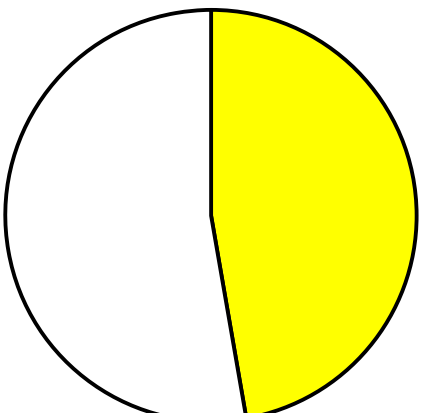
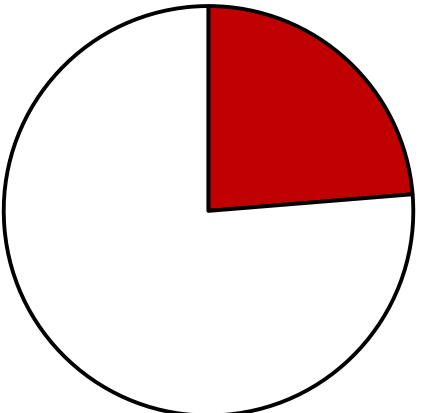
No.	重点	対策の柱における主な推進事業	達成状況	主な実績	評価	各項目ごとの取組状況の評価
4-5 NPO、ボランティアなどとの円滑な連携を図る						B 【4-5 NPO、ボランティアなどとの円滑な連携を図る】 ・災害時における各団体との連携については、連携して被災者支援を行う災害ケースマネジメントの実施に向けた説明会を開催する等、連携体制の強化に向けた取組に着手しており、引き続き、取組を推進  【4-6 観光客等を保護する】 ・観光客、帰宅困難者対策については、京都駅周辺での帰宅困難者対策訓練に継続して参画しており、引き続き、市町村等と連携した取組を推進  【4-7 被災者の生活対策を支援する】 ・被災地の衛生環境の確保については、し尿処理に係る関係団体との協定の見直し等、体制強化を実施しており、引き続き、取組を推進  ・被災地の治安維持等については、警察官の教育や地域の防犯活動へ支援が定着化しており、引き続き、取組を推進
254	★	○災害時にNPO、災害ボランティア、民間団体等との連携を調整する災害中間支援組織を育成する。 ＜民間団体との災害連携に係る研修等の実施：年1回＞	○	・中間支援機能に関するシンポジウムを実施(R7.10.18) ・災害ケースマネジメントに関する京都府説明会を開催(R7.11.28)		
4-6 観光客等を保護する						
256	★	○関西広域連合や鉄道事業者等と連携し、駅周辺等における帰宅困難者対策を推進する。 ＜帰宅困難者対策訓練等の実施：年1回以上＞	○	・京都駅周辺・京都南部油小路沿道地域都市再生緊急整備協議会が主催する帰宅困難者対策に係る京都駅周辺地域におけるワークショップ型図上訓練に参加(R7.12.15)		
264	★	○外国人を含む観光客に対する情報提供や避難場所確保等を行う。	○	・出前語らい等(R7:25件)で企業等に対し、周知を実施		
4-7 被災者の生活対策を支援する						
265		○断水時にし尿・浄化槽汚泥を臨時収集・運搬する体制の確保を進める。 ＜協定団体との意見交換等の実施：年1回＞	○	・京都府環境整備事業協同組合創立50周年記念大会において災害時のトイレ問題等に係るパネルディスカッション等を実施(R7.11.7) ・協定団体と協定内容の見直しを実施(R7.11.7)		
268		○被災地、避難所等における各種犯罪を防止し、被災者に対する安全を確保する。	◎	・各種教養等による犯罪抑止力の向上を実施		

※凡例 ◎:完了・定着化 A:順調に進捗している  
 ○:実施 B:概ね順調に進捗している  
 △:検討 C:進捗がやや遅れている  
 ×:未着手 D:進捗が遅れている

5 被災地の地域特性や被災者のニーズを考慮した復旧・復興								
No.	重点	対策の柱における主な推進事業	達成状況	主な実績	評価	各項目ごとの取組状況の評価		
5-1 被災者の被害状況を迅速に把握する								
275		○罹災証明書発行のための訓練や災害救助法等に関する研修会を実施する。 <罹災証明書発行に係る研修及び訓練の実施:年1回以上>	◎	・罹災証明書発行に係る研修及び訓練を実施(R7.5.27~28)	B	<b>【全体】</b> ⇒一部検討段階の事業があるが、大部分の事業が目標達成に向け、概ね順調に進捗している。 ・全25事業中 完了・定着化:6事業 実施:18事業 検討:1事業 ・応急危険度判定、家屋被害認定調査、罹災証明書発行に係る体制整備について、訓練・研修の継続した取組が定着化  ・被災者支援にかかる平時からの窓口設置等、継続した取組が定着化  ・新たな文化財データベースの構築に係る取組については、予算確保に向け、検討段階		
277	★	○市町村の災害弔慰金支給に係る審査体制の整備を支援する。	○	・21市町で審議会設置の条例制定済み ・市町村説明会において、災害弔慰金における制度の留意点や事例を周知				
5-2 災害廃棄物の処理を迅速に行う								
280		○災害廃棄物処理に関する体制の強化を進める。 <協定締結団体との勉強会・訓練等の実施:年1回以上>	○	・京都府環境整備事業協同組合創立50周年記念大会においてパネルディスカッション等を実施(R7.11.7) ・協定団体と協定内容の見直しを実施(R7.11.7)	B	<b>【5-1 被災者の被害状況を迅速に把握する】</b> ・応急危険度判定、家屋被害認定調査、罹災証明書発行に係る体制整備については、訓練・研修の取組が継続しており、引き続き取組を推進  ・災害弔慰金等の被災者の生活再建については、各市町村での審査会の設置等に向けた支援を実施しており、引き続き、取組を推進  <b>【5-2 被災者の被害状況を迅速に把握する】</b> ・災害廃棄物処理については、全市町村で災害廃棄物処理計画の策定の他、協定見直し等を実施しており、引き続き取組を推進  <b>【5-3 地震後の住まい再建を支援する】</b> ・応急仮設住宅等の確保については、多様な設置手法の周知や、建設候補地の確保等の取組を実施しており、引き続き、取組を推進  <b>【5-4 復興に係る計画を迅速に策定する】</b> ・復興事前準備については、市町村への周知等取組に着手しており、計画期間内での目標達成に向け、引き続き、取組を推進  <b>【5-5 伝統文化や産業等の復興を行う】</b> ・文化財保護や産業の復興支援については、平時からの体制確保等の取組を実施しており、引き続き、取組を推進		
5-3 地震後の住まい再建を支援する								
281	★	○災害時における応急仮設住宅の供与に関する協定を締結した関係団体と連携し、その実効性を高める。	○	・協定締結団体(宅建業協会、プレハブ建築協会)と協議を実施				
282	★	○国等と連携したムービングハウス等の多様な仮設住宅の活用を進める。	○	・災害救助法研修会においてムービングハウスの活用について周知 ・福知山市がムービングハウス協会と協定を締結済				
285	★	○地域コミュニティの維持や浸水想定区域を考慮した応急仮設住宅の建設候補地の確保を進める。	○	・庁内、市町村に建設候補地の照会を行い、建築可能数等の情報を整理(R8.2月実施) ・R7調査から候補地の条件を緩和(1,000㎡以上⇒500㎡以上)				
288	★	○住宅の応急修理や被災家屋の解体等に係る申請手続きの簡素化など迅速化を進める。	○	・災害救助法研修会において応急修理制度について周知 ・公費解体に関する研修について、市町村に案内を実施				
5-4 復興に係る計画を迅速に策定する								
289	★	○大規模災害時の復興計画策定手順や計画に盛り込むべき内容の検討など、事前準備を進める。	○	・市街地開発事業担当者会議において、復興まちづくりに係る取組について説明(R7.11.28) ・R8改定予定の内閣府ハンドブックをもとに、復興に係る体制及び事業内容を整理予定				
5-5 伝統文化や産業等の復興を行う								
290		○文化財の減災への取組と救援の取組を強化する。	△	・既存の文化財データベースを随時更新 ・新たなデータベースシステム構築に向けた支援を国に対し要望中				
292	★	○文化財レスキューにあたる人材を育成する。	○	・育成講座運営へ参画 ・府内有資格者の育成の実施継続				
294	★	○観光関連産業(宿泊・飲食等のサービス産業、土産物小売り等)をはじめ、中小企業や農林漁業者等、産業の早期復興を目指し、支援の仕組み、体制づくりを進める。	○	・災害発生時には、商工会や商工会議所の経営支援員からなる中小企業応援隊を通じ、府内中小企業の被害状況を確認する体制や、必要に応じて相談窓口の開設や、応援派遣等の支援を実施する体制を構築				



# 令和7年度京都府戦略的地震防災対策 ダッシュボード

<p>1 住宅の耐震化率 目標：耐震性のない建物を概ね解消</p>	<p>2 府の備蓄物資の確保（食料） 目標：基本的な考え方に基づき必要数を確保</p>	<p>3 防災士の育成 目標：令和8年度までに800名</p>
<p>R7に確保目標量を見直し（28万食→108万食）</p>  <p>91%</p>		 <p>0 200 400 600 800</p>
<p>4 府民の備蓄状況 目標：3日分以上の備蓄</p>	<p>5 家具の固定率 目標：65%</p>	<p>6 感震ブレーカー設置率 目標：火災の危険のある建物での設置</p>
		

## 公的備蓄等に係る基本的な考え方の一部見直しについて

現行	修正	修正理由
<p>&lt;基本方針&gt;</p>	<p>&lt;基本方針&gt;</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自助・共助による物資確保を補完するものとして、公助による物資を確保する。</li> <li>○ 生命・健康維持の観点から、重点備蓄品目を府・市町村の共同により備蓄する。</li> <li>○ 避難所内避難者に加え、在宅避難者や車中避難者を含む全避難者を対象とする。</li> <li>○ 発災後3日間分の必要数量について、府、市町村の現物備蓄のほか、流通在庫備蓄や非被災自治体の備蓄の融通等により、確実に確保する。</li> <li>○ 府・市町村それぞれにおける最大の地震被害想定に基づいて必要数を確保する。</li> <li>○ 府・市町村は、住民（地域）に対して3日分以上の備蓄に努めるよう呼びかける。</li> <li>○ <u>その他、地域の実情に応じた備蓄に努めるものとする。</u> <u>（孤立する可能性の高い地域の集落における備蓄や帰宅困難者への対応等）</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自助・共助による物資確保を補完するものとして、公助による物資を確保する。</li> <li>○ 生命・健康維持の観点から、重点備蓄品目を府・市町村の共同により備蓄する。</li> <li>○ 避難所内避難者に加え、在宅避難者や車中避難者を含む全避難者を対象とする。</li> <li>○ 発災後3日間分の必要数量について、府、市町村の現物備蓄のほか、流通在庫備蓄や非被災自治体の備蓄の融通等により、確実に確保する。</li> <li>○ 府・市町村それぞれにおける最大の地震被害想定に基づいて必要数を確保する。</li> <li>○ 府・市町村は、住民（地域）に対して3日分以上の備蓄に努めるよう呼びかける。</li> <li>○ <u>その他、地域の実情に応じた備蓄に努めるとともに、適切な保管場所を確保する。</u> <u>（地域ごとの想定避難者数、孤立発生リスク、帰宅困難者などを考慮）</u></li> </ul>	<p>保管場所の確保について 追記</p>

## 公的備蓄等に係る基本的な考え方

### <基本方針>

- 自助・共助による物資確保を補完するものとして、公助による物資を確保する。
- 生命・健康維持の観点から、重点備蓄品目を府・市町村の共同により備蓄する。
- 避難所内避難者に加え、在宅避難者や車中避難者を含む全避難者を対象とする。
- 発災後3日間分の必要数量について、府、市町村の現物備蓄のほか、流通在庫備蓄や非被災自治体の備蓄の融通等により、確実に確保する。
- 府・市町村それぞれにおける最大の地震被害想定に基づいて必要数を確保する。
- 府・市町村は、住民（地域）に対して3日以上分の備蓄に努めるよう呼びかける。
- その他、地域の実情に応じた備蓄に努めるとともに、適切な保管場所を確保する。（地域ごとの想定避難者数、孤立発生リスク、帰宅困難者などを考慮）

### <重点備蓄品目>

品目	一日当たりの数量
食料	1人当たり3食（年齢に応じた食料を備蓄）
飲料水	1人当たり1ℓ（別途応急給水等を確保）
乳児用液体ミルク	1人当たり1ℓ（粉ミルクの場合140g）（0歳児分）
毛布等防寒用具	1人当たり1枚（3日分）
簡易トイレ	50人当たり1基（3日分）
凝固剤	1人当たり5個（上・下水道支障率を考慮）
トイレットペーパー	1人当たり5m
おむつ（大人用）	1人当たり8枚（全避難者の0.5%（要介護認定者率））
おむつ（子供用）	1人当たり8枚（0～3歳児分）
女性用衛生用品	1人当たり4枚（12歳～51歳女性の25%）

※食料及び乳児用液体ミルクはアレルギー対応を考慮

### <準重点備蓄品目>

避難所開設当初からの設置が求められる以下の資機材については、準重点備蓄品目として、備蓄のほか、流通在庫備蓄等により確保に努めるものとする。

パーティションテント	避難所内避難者1世帯当たり1張
簡易ベッド又は 段ボールベッド	避難所内避難者1人当たり1台

### <その他必要な備蓄物資>

市町村は、重点備蓄品目に加え、生活物資や避難所運営資機材について、備蓄や流通在庫備蓄による調達に努める。

# 被災者支援体制の強化について (京都式あんしん避難所プログラム)

## 1 災害ケースマネジメント実施体制の構築

### (1) 現状と課題

H28 熊本地震や R6 能登半島地震では、災害関連死が直接死の数を上回っており、被災後の命と健康を守る対策が課題であったことから、高齢者等の要配慮者、在宅避難者などに寄り添った多様な支援ニーズに対応する必要があるが、手法や連携体制が確立されていない。

また、多くの市町村は災害時の経験やノウハウが乏しく、横(部局間や関係団体間)の連携や情報集約機能も整っていないことから、支援の遅れや漏れが生じる恐れがある。

### (2) 取組

市町村における各分野との連携体制や被災者ニーズに応じた支援方針の決定をバックアップするため、官民連携で災害ケースマネジメント連絡協議会(仮称)を設置し、分野横断的に顔の見える協力体制を府レベルで構築する。

また、庁内においても部局横断で災害ケースマネジメント支援推進チームを設置し、研修や訓練を通じて、市町村における災害ケースマネジメントの取組を支援する。

## 2 避難所運営サポート体制の構築

### (1) 現状と課題

避難者の健康被害を防止するためには、避難所の良好な生活環境を確保し、適切に運営する必要があるが、開設主体である市町村では人手不足や経験不足等の課題がある。

### (2) 取組

民間企業や各種団体等との協働による新たな避難所運営モデルを確立し、避難所運営を担う人材を育成することで、避難所運営の効率化や担い手の確保などを図る。

## 3 個別避難計画の作成支援

### (1) 現状と課題

個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされているが、市町村の作成ノウハウや人員体制の不足もあり、作成率は13.6%に留まっている。

また、計画に基づいた避難訓練を実施している市町村も少ないことから、実効性の確保が課題となっている。

### (2) 取組

京都府及び市町村の防災部局と福祉部局が連携し、個別避難計画の作成及び計画の実行性確保に向けた訓練の実施等を推進する。

## 航空消防防災体制の連携強化について

### 1 趣旨・目的

府民の安心・安全のため、京都市をはじめとする府内市町村との連携強化により、府内全域の航空消防防災体制の強化を図る。

### 2 内容

京都市消防航空隊を京都府防災航空隊（仮称）と位置づけ、大規模災害時をはじめ府内全域の火災・救急・救助事案に迅速に対応できる体制を構築するため、京都市消防ヘリコプターの2機同時運航が可能となるよう必要な人員について京都市をはじめとする府内市町村と連携して確保するとともに、資機材等の整備を行う。（令和8年度から取組開始）

### 3 期待される効果

- ・ 孤立可能性の高い地域における空路による救助活動能力の向上
- ・ 山火事や林野火災等の火災事案に対する空中からの消火体制の強化
- ・ 大規模災害時における消防の応援・受援体制のさらなる強化

## 令和 8 年度京都府総合防災訓練について

### 1 目的

水害及び地震の複合災害の発生を想定し、防災関係機関及び地域住民が一体となった総合的な訓練を実施することにより、防災関係機関の実践力向上・連携強化及び府民の防災意識の高揚を図る。

### 2 開催日及び場所

日時：令和 8 年 10 月下旬を目処として日程調整中

場所：陸上自衛隊長池演習場（城陽市富野長谷山）他

### 3 訓練想定と内容

- (1) 水害及び山城地域で影響が大きい断層（生駒断層帯）による直下型地震の複合災害を想定
- (2) 防災関係機関の連携による救出・救助訓練のほか、避難所運営訓練、合同救護所訓練、物資輸送訓練、保健医療福祉調整地域本部訓練等を実施



## 令和 8 年度京都府原子力総合防災訓練について

令和 8 年度京都府原子力総合防災訓練については、次のとおり実施を検討しています。

### 1 図上訓練

時 期：令和 8 年夏頃を目処として日程調整中

場 所：京都府危機管理センター、各振興局、各UPZ市町庁舎、等

内 容：原子力発電所事故を想定した災害対策本部事務局運営にかかる図上訓練

### 2 実動訓練

時 期：令和 8 年 1 月中を目処として日程調整中

主会場：三段池公園（福知山市）

※直近の訓練実施場所

令和 6 年度 丹波自然運動公園（京丹波町）

令和 7 年度 野田川わーくぱる 他（与謝野町）

内 容：避難退域時検査場所における検査・除染訓練、地域住民による避難訓練等



## 国の基本指針の一部変更及び国民保護の取組について

### ■ 令和8年3月 31 日に国の「国民の保護に関する基本指針」が一部変更 変更概要

- 救援に「福祉サービスの提供」を追記
- 国が「緊急事態を想定した避難施設(シェルター)の確保に関する基本方針(令和8年3月策定)」について定めることについて明記
- その他、記述の適正化等

⇒ 今後、変更内容を踏まえ、京都府国民保護計画の変更を進める予定

### ■ 令和7年度の国民保護に関する取組

#### 1 国民保護に関する府民への啓発活動

- 防災訓練(防災展示)でのポスター展示
  - ・ 京都府総合防災訓練(令和7年8月 31 日)
  - ・ 京都市総合防災訓練(令和7年 11 月 1 日)

○ 大阪府との連名で京阪電車の対象駅のサイネージに掲載  
広報期間: 令和7年 11 月 1 日(土)～令和8年3月 31 日(火)  
対象駅: 京阪本線・中之島線・鴨東線・交野線・宇治線の全駅



2 全国瞬時警報システム(Jアラート)の全国一斉情報伝達訓練  
令和7年5月 28 日、8月 20 日、11 月 12 日、令和8年2月 6 日に計4回実施

### ■ 令和8年度の国民保護に関する取組

#### 1 国民保護に関する府民への啓発活動

- 防災訓練(防災展示)やイベント等でのポスター等を展示
- 避難訓練等の実施(場所、時期は調整中)

2 全国瞬時警報システム(Jアラート)の全国一斉情報伝達訓練  
令和8年6月 3 日、8月 26 日、11 月 11 日、令和9年2月 3 日に計4回実施予定

## 京都府防災会議会長の専決処分（市町村防災計画修正）について

### ○市町村地域防災計画の修正について

次のとおり市町村防災計画の修正について意見照会があり、意見なしの旨回答した。

市町村名	主な修正の要点
福知山市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の施策等及び京都府地域防災計画の改定等を踏まえた修正</li> <li>・地区防災計画の提案に伴う改正 等</li> </ul>
舞鶴市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の施策等及び京都府地域防災計画の改定等を踏まえた修正</li> <li>・組織改編や分掌事務の見直しに伴う修正</li> <li>・災害対策本部機能の強化に伴う修正 等</li> </ul>
綾部市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の施策等及び京都府地域防災計画の改定等を踏まえた修正</li> <li>・指定緊急避難場所の指定施設の追加 等</li> </ul>
宇治市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無人航空機の利用に関して追記</li> <li>・安否不明者等の氏名公表に関する内容を追記</li> <li>・災害時応援協定団体を追加</li> <li>・新たな防災備蓄倉庫を追加 等</li> </ul>
亀岡市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時応援協定団体を追加</li> <li>・安否不明者等の氏名公表に関する内容を追記</li> <li>・大雪時の対応に関する内容を追記</li> <li>・アレルギー対応食や離乳食に関する内容を追記</li> <li>・個別避難計画の作成に関する内容を追加 等</li> </ul>
城陽市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の施策等及び京都府地域防災計画の改定等を踏まえた修正</li> <li>・指定緊急避難場所の指定解除に伴う修正 等</li> </ul>
向日市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震被害想定の見直しを踏まえた修正</li> <li>・災害時応援協定団体を追加 等</li> </ul>
長岡京市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の施策等及び京都府地域防災計画の改定等を踏まえた修正</li> <li>・災害対策(警戒)本部の効率化について追記</li> <li>・災害時応援協定団体を追加</li> <li>・避難施設の指定及び災害対策施設等の整備状況等の追記 等</li> </ul>
木津川市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の施策等及び京都府地域防災計画の改定等を踏まえた修正</li> <li>・市の施策等の反映に伴う修正 等</li> </ul>

和東町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民等の円滑かつ安全な避難の確保</li> <li>・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進</li> <li>・水害（洪水・内水）対策の強化</li> <li>・雪害対策の強化</li> <li>・大規模災害時における道路通行確保対策の強化</li> <li>・災害廃棄物対策の対応</li> <li>・地域防災力の向上と継続・発展</li> <li>・要配慮者（避難行動要支援者等）への支援体制の強化</li> <li>・指定避難所等における生活環境の向上等</li> <li>・必要物資の供給体制の強化</li> <li>・受援・支援の体制整備</li> <li>・復旧対策の強化</li> <li>・新興再興感染症対策の充実 等</li> </ul>
精華町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模震災時の避難行動の具体化</li> <li>・避難に係る事項等について時点修正 等</li> </ul>
伊根町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の施策等及び京都府地域防災計画の改定等を踏まえた修正</li> <li>・町の防災体制及び発令基準に関する修正</li> <li>・能登半島地震や全国の風水害等から得られた教訓や知見を反映 等</li> </ul>

【参考】 関係法令抜粋

○災害対策基本法 42 条第 5 項、第 6 項

5 市町村防災会議は、第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

6 都道府県知事は、前項の規定により市町村地域防災計画について報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

○京都府防災会議規程第 6 条

会議が成立しないとき、又は会議を召集する暇がないと認められるときは、会長は、議決すべき事項を専決処分することができる。

## 防災教育の取組について

### 1. 概要

近年、人口減少や高齢化が進展し、地域における防災の担い手不足が進む中、災害時に適切な判断や行動ができる防災人材の育成等により、地域防災力の向上を図ることを目的とした防災教育の取組を実施

### 2. 令和7年度の取組

#### ①小学生を対象とした取組

- ・出前語らいを通じて、防災ハンドブックや避難カードを普及
- ・令和6年度に策定した防災デジタルハンドブックについて、D-EST京都養成研修での周知や活用状況の調査を実施

#### ②中学生を対象とした取組

- ・市町村、府・市町村教育委員会、京都市消防局等と連携し、府内中学生を対象として出前語らい及び避難所運営等に関するワークショップ等を開催

#### ③高校生を対象とした防災教育プログラムの作成

- ・令和6年度に作成した防災教育プログラムを展開するとともに、D-EST京都養成研修での活用や活用状況調査を実施

#### ④その他

- ・府内の大学やその他団体等に対して、幅広く出前語らいを25件実施（R6実績:16件）

### 3. 令和8年度の取組

- ・令和6年度に作成したデジタルハンドブックや防災教育プログラムを活用し、小・中・高校生の防災教育の充実を図り、災害時にも活躍できる人材の育成を目指す。
- ・市町村、府・市教育委員会や京都市消防局等関係機関と連携し、出前語らい等の普及啓発を実施

(1) 小学生を対象とした取組 (木津川市立相楽小学校)



(2) 中学生を対象とした取組 (京都市立衣笠中学校)



(3) D-EST京都チーム員養成研修



## 水害等避難行動タイムラインの作成状況について

- 平成 30 年 7 月豪雨において避難情報の発令が住民の避難行動につながらなかったことから、適切な住民避難を促すため、京都府では住民主体による避難行動タイムラインの作成について、市町村の取組を支援しているところ。
- また、京都府では、災害危険地域約 1,500 地区※において、タイムラインを作成いただくことを目標としている。  
※土砂災害警戒区域又は想定浸水深 3 m 以上の地域を有する地区

### 1 府内市町村の作成状況（令和 8 年 3 月末現在）

	対象地区数	作成済地区数 (R8. 3. 31時点)	未作成地区数 (内R8作成見込地区数)
京都市	160	160	完了
山城	383	305	78 (44)
南丹	61	43	18 (4)
中丹	576	408	168 (41)
丹後	338	305	33 (33)
合計	1,518	1,221	297 (122)

### 2 今後の取組

- 未作成地区におけるタイムラインの新規作成や、訓練や地域の状況等に合わせた見直しについて、引き続き推進
- 地域における作成・見直しにあたり、府が養成した防災士（市町村からの推薦者）や、府で作成した「災害・避難カード」、府が運営する「マルチハザード情報提供システム」等の積極的な活用を引き続き推進
- 特に、要支援者の「災害・避難カード」作成にあたっては、支援者や避難経路などについても検討し、個別避難計画の作成に繋がるよう、取組を支援

参考：R7タイムライン作成支援状況（防災士等を派遣）

開催日時	市町村	支援対象
4/12（土）	福知山市	民生児童委員
5/18（日）	福知山市	住民協議会
8/6（水）	京丹後市	自主防災組織
9/6（土）	亀岡市	自主防災組織
9/20（土）	宇治市	町内会
10/25（土）	亀岡市	自主防災組織



<災害・避難カード>

# 災害時等応援協定の締結に向けた取組について

## 1 経過

- 令和6年能登半島地震においては、災害関連死者が多く発生し、行政による被災者支援には限界があることが明らかとなったため、京都府では第四次京都府戦略的地震防災対策指針及び同推進プランに基づき、災害時応援協定の締結を進めることにより、民間事業者や団体との連携した被災者支援に取り組んでいるところ。

### ■令和7年度協定締結一覧（府危機管理部で締結した協定）

	協定締結企業・団体	協定の主な内容	締結時期	備考
1	一般社団法人京都ドローン協会	物資輸送等、ドローンを活用した災害対応支援	令和7年5月28日	総合防災訓練等において連携
2	京都府テントシート工業組合	避難所への天幕等資機材の供給支援	令和7年12月22日	テント類のほか、屋外トイレ等も提供支援
3	株式会社セブン-イレブン・ジャパン	食料品や日用品等の提供支援	令和7年12月23日	包括連携協定を締結済
4	WOTA株式会社	避難所等における生活用水資機材の提供支援	令和8年1月21日	協定締結後、生活用水資機材を無償貸与
5	京都府公衆浴場業生活衛生同業組合	避難者の入浴機会等の提供支援	令和8年2月5日	京都市との三者協定
6	株式会社メルカート	避難所におけるキッチンカーによる炊き出し等の提供支援	令和8年2月17日	南山城村とも協定を締結済(R6.12)
7	株式会社ダスキン	避難所の環境改善や、市町村の避難所運営支援のほか、訓練への協力支援	令和8年3月10日	同日、避難所運営訓練を実施(宇治市)

## 2 今後の取組

- 民間事業者や団体との連携した被災者支援のため、協定締結の取組を推進し、被災者へのきめ細やかな支援の実現を目指す。

# 個別避難計画の作成に係る取組について

## 1 府内市町村の作成状況（令和7年4月1日現在）

- 府内市町村の避難行動要支援者数は124,307人であり、個別避難計画作成数は16,916件（作成率：13.6%）、個別避難計画を未作成の市町村は2団体（向日市・和束町（※））
- ※ 向日市は令和7年5月に2件、和束町では令和7年8月に1件を作成し、京都府内において、未作成市町村は解消されたところ
- 避難行動要支援者名簿は府内全市町村において作成済み。ただし、難病患者を避難行動要支援者名簿の対象としている市町村は14団体

## 2 京都府の取組状況（令和7年度）

### （1）個別避難計画作成に係る優先度フロー図の作成

内閣府より、令和7年度までに、優先度の高い避難行動要支援者の計画作成について示されている中、優先度の検討に活用していただくためのフロー図を作成し、府内市町村及び保健所に対して送付

### （2）市町村等職員研修会の開催

市町村職員・保健所職員等を対象とした研修会を2回開催（①令和7年12月19日、②令和8年3月19日）し、他県の先進事例の紹介やグループワークを通じて意見交換等を実施

### （3）和束町への伴走支援

令和7年4月1日時点で、個別避難計画が未作成であった和束町に対し、内閣府の個別避難計画作成モデル事業を活用し、個別ヒアリングや、民生委員などの地域の方々に向けた説明会の開催、他県の先進自治体への視察など、1年間を通じて伴走支援を実施

### （4）個別避難計画の作成率が低い市町村への個別ヒアリングの実施

（3）の和束町を除いた、計画作成率が低い市町村へ個別ヒアリングを実施し、今後の取組の進め方などについて、意見交換を実施

ヒアリング実施市町村：京都市、向日市、南丹市、大山崎町、笠置町、精華町、伊根町

### （5）先進地への視察

内閣府の個別避難計画作成モデル事業を活用し、令和8年2月に島根県及び広島県・広島市へ、令和8年3月には千葉県（野田市、流山市、市原市、千葉県）を視察し、研修会への参加や意見交換を実施

### （6）庁内関係課及び各保健所との意見交換

健康福祉部内関係課及び各保健所との会議や、各保健所主催の管内市町村向けの会議において、難病患者等の個別避難計画の作成について意見交換を実施

## 京都府災害派遣福祉チーム（京都DWA T）について

京都府健康福祉部地域福祉推進課

京都府では、大規模災害時に避難生活を送る上で想定される高齢者や障害者、乳幼児、妊産婦又は外国人など災害時に支援を要する方（災害対策基本法では「要配慮者」という。）の体調や心身状況の悪化などを防ぐため、平成26年度に福祉専門職で構成する災害派遣福祉チームを編成

名 称	京都府災害派遣福祉チーム（京都DWA T） Disaster Welfare Assistance Teamの略称
事 務 局	京都府災害時要配慮者避難支援センター（以下、センター）※
チーム数	福祉専門職で構成するチームを府内の地域毎に 12 チーム編成
チーム員	センターに参画する福祉関係団体から推薦を受けて登録した福祉専門職（社会福祉士、介護福祉士、ケアマネジャー、相談員、看護師等）で構成。約250名がチーム員として登録中（令和8年3月時点）
派遣基準	地震等の大規模災害が発生し、被災自治体から派遣要請があった場合に避難所等に派遣
活動範囲	一般避難所（現地の状況によっては福祉避難所等でも支援）や在宅、自家用車等で避難生活を送る要配慮者等に対して支援
活動内容	災害時には避難所で福祉的な目線で現地の方々に寄り添った支援を行うほか、平常時から災害時に備えた活動を実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難者の日常生活の課題整理、避難所環境の整備</li> <li>・要配慮者のニーズ把握のための聞き取り（アセスメント）</li> <li>・要配慮者からの相談対応 など</li> </ul>
派遣実績	過去3回の派遣 <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年熊本地震（活動期間：19日、派遣者数：15人）</li> <li>・平成30年西日本豪雨（活動期間：34日、派遣者数：24人）</li> <li>・令和6年能登半島地震（活動期間：81日、派遣者数：41人）</li> </ul>

※ 京都府災害時要配慮者避難支援センター

京都府では、東日本大震災での要配慮者支援の課題を受けて、大規模災害に加えて原子力災害時の要配慮者の受入調整等を目的に、京都府災害時要配慮者避難支援センターを設置

- ・ 設立：平成25年3月
- ・ 組織：医療関係6団体、福祉関係17団体及び行政団体で構成
- ・ センター長：京都府健康福祉部長

<参考：平時の活動>

養成研修の開催、市町村等の防災訓練等への参画、その他災害時の要配慮者支援についての周知・啓発活動等を実施。その他防災イベントへの参画

◆活動例

京都府総合防災訓練、市町村防災訓練（宇治市、木津川市、精華町）、地域ケア会議等への参画、高等学校における防災授業など

## 令和7年12月に府内で発生した高病原性鳥インフルエンザへの対応について

## 1 発生農場の概要

農場所在地：亀岡市

飼養状況：採卵鶏 281,786羽

## 2 経過等

月 日	対応等
R7. 12. 23(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飼養者から南丹家畜保健衛生所へ死亡鶏増加の通報</li> <li>・簡易検査の結果、陽性を確認</li> <li>・第2回高病原性鳥インフルエンザ等に係る京都府家畜伝染病等対策本部会議（以下「対策本部会議」という。）開催</li> </ul>
R7. 12. 24(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産省が高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜と決定。</li> <li>・防疫措置開始（午前9時）</li> <li>・環境省が野鳥監視重点区域を指定</li> <li>・第3回対策本部会議開催</li> </ul>
R7. 12. 30(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・殺処分完了（午前5時30分）、防疫措置完了（午後8時）</li> </ul>
R7. 12. 31(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4回対策本部会議開催</li> </ul>
R8. 1. 10(土) (防疫措置完了の翌日から10日後)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・清浄性確認検査<sup>1)</sup>及び搬出制限区域解除検査<sup>2)</sup>で陰性を確認</li> <li>・搬出制限区域の解除（午前9時）</li> <li>・搬出制限区域境界付近の消毒ポイントを閉鎖（2／4箇所）</li> </ul>
R8. 1. 21(水) (防疫措置完了の翌日から21日後)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動制限区域の解除（午前9時）</li> <li>・全ての消毒ポイント（2箇所）を閉鎖</li> </ul>
R8. 1. 28(水) (防疫措置完了の翌日から28日後)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・続発事例がないことを確認し、環境省が野鳥監視重点区域を解除（午前0時）</li> <li>・監視強化区域解除検査<sup>3)</sup>で陰性を確認し、監視強化区域を解除（午前9時）</li> </ul>
R8. 2. 28(土)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農場から汚染物品等の搬出完了 (殺処分鶏(281,786羽)、鶏卵(767,130個)、その他(防疫服等) 計615.34 t)</li> </ul>
R8. 3. 3(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処理施設での汚染物品等の焼却完了</li> </ul>
R8. 3. 31(火) (防疫措置完了の翌日から90日後)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農場における堆肥等の封じ込め処置期間完了 →家さんの再導入に向けた準備開始（6月中旬再開予定）</li> </ul>

1) 移動制限区域内（半径3 km内）の農場（該当なし）の臨床検査

2) 搬出制限区域内（半径3～10 km内）の農場（2農場）の臨床検査

3) 監視強化区域内（半径10 km内）の農場（2農場）の臨床検査

## 3 防疫措置の概要

鶏の殺処分、汚染物品処理（鶏糞、飼料等の封入）及び、鶏舎、農場敷地の清掃と消毒を実施